

**第 5 号**

**(9月25日)**



令和5年 熊本県議会9月定例会会議録

第5号

令和5年9月25日(月曜日)

議事日程 第5号

令和5年9月25日(月曜日)午前10時開議

第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)

出席議員氏名(49人)

星野愛斗君  
 高井千歳さん  
 住永栄一郎君  
 亀田英雄君  
 幸村香代子君  
 杉嶋ミカさん  
 立山大二郎君  
 斎藤陽子さん  
 堤泰之君  
 南部隼平君  
 本田雄三君  
 岩田智子君  
 前田敬介君  
 坂梨剛昭君  
 荒川知章君  
 城戸淳君  
 西村尚武君  
 池永幸生君  
 竹崎和虎君  
 吉田孝平君

中村亮彦君  
 高島和男君  
 末松直洋君  
 前田憲秀君  
 松村秀逸君  
 岩本浩治君  
 西山宗孝君  
 河津修司君  
 楠本千秋君  
 橋口海平君  
 緒方勇二君  
 増永慎一郎君  
 高木健次君  
 高野洋介君  
 内野幸喜君  
 山口裕君  
 岩中伸司君  
 城下広作君  
 西聖一君  
 鎌田聡君  
 淵上陽一君  
 坂田孝志君  
 溝口幸治君  
 池田和貴君  
 吉永和世君  
 松田三郎君  
 藤川隆夫君  
 岩下栄一君  
 前川收君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知事 蒲島郁夫君  
副知事 田嶋徹君  
副知事 木村敬君  
知事公室長 内田清之君  
総務部長 平井宏英君  
企画振興部長 富永隼行君  
理事 小金丸健君  
企画振興部  
球磨川流域  
復興局長 府高隆君  
健康福祉部長 沼川敦彦君  
環境生活部長 小原雅之君  
商工労働部長 三輪孝之君  
観光戦略部長 原山明博君  
農林水産部長 千田真寿君  
土木部長 亀崎直隆君  
会計管理者 野尾晴一朗君  
企業局長 竹田尚史君  
病院事業者  
管理 竹内信義君  
教育長 白石伸一君  
警察本部長 宮内彰久君  
人事委員会  
事務局 西尾浩明君  
監査委員 藤井一恵君

#### 事務局職員出席者

事務局 長 波村多門  
事務局次長  
兼総務課長 村田竜二  
議事課長 富田博英  
審議員兼  
議事課長補佐 濱田浩史

午前10時開議

○副議長(内野幸喜君) これより本日の会議を開きます。

#### 日程第1 一般質問

○副議長(内野幸喜君) 日程に従いまして、日程

第1、22日に引き続き一般質問を行います。

星野愛斗君。

〔星野愛斗君登壇〕(拍手)

○星野愛斗君 皆さん、おはようございます。熊本市第二選挙区選出の熊本維新の会の星野愛斗です。本日は、質問の機会をいただきまして、議員の皆様方に感謝申し上げます。人生で初めてこういった場に立たせていただきますので、大変緊張しております。お聞き苦しい点もあるかと思いますが、どうか御容赦いただければと思います。

私は千葉県出身で、この熊本県の人間ではない、熊本出身ではございません。議員の皆様、執行部の皆様におかれましても、大半は、ほぼ熊本出身の方で、熊本にゆかりのある方ばかりだと思います。ですので、特に支障はないかと思いますが、私は、まず、議員になってから、この熊本県のことについて勉強を始めました。まだまだ勉強中です。

話す言葉についても、熊本弁、私、地方の言葉に温かみがあって非常に好きなんですけれども、熊本の言葉、例えば、ぎゃん行ってぎゃんみたいな、そういった等々を含めて、日常会話といえますか、そういうやり取りも、住民の方の御指導により、ほぼ聞き取れるようにはなりましたが、坂田先輩の八代弁だけが、ちょっとまだ習熟に時間がかかっておりますので、引き続き坂田議員には御指導いただければというふうに思っております。(発言する者あり)頑張ります。

いずれにしても、県外から見た熊本という視点を大事にしながら、残りの任期もしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

私は、熊本維新の会として1人会派として、今いらっしゃる県議会の議員の皆様全員が他会派ということになりますが、非常に皆さん気さくに話しかけてくださって、もっとばちばちっとするも

のなのかなと思ったんですが、そんなこともなく、非常に恵まれた、いい職場だなと思いながら本日までやらせていただいております。

先輩議員の方からよく、私、所属している政党が日本維新の会なんですけれども、身を切る改革君と気さくに呼んでいただいてまして、この身を切る改革というのは、日本維新の会でやっています政策綱領、方針なんですけど、議員報酬を2割カットして議席も減らそうという、そういったことをやっている政党でして、賛同いただける方がいましたら、ぜひお声がけいただきたいなというところで、皆さんの視線が大分厳しくなってきましたので、そろそろ質問に移りたいと思います。

ここ数か月、本当に身近な自分の身の回りのところから意見をお聞きし、そういったお聞きした意見を中心に、今回、大きな項目で、4つほど質問を用意いたしましたので、その質問をしていきたいと思います。

執行部の方々におかれましても、本日はどうかよろしく願いいたします。

では、質問に入らせていただきます。

まず、私が熊本に移り住んで特に驚いたことが、交通渋滞のひどさでした。3大都市圏を除いて、政令市ワーストワンだと聞いてはいましたが、聞いていた以上に現実はずごとと体感しました。

朝夕のラッシュ時は、主要交差点では渋滞にかかってから交差点を抜けるのに10分以上要することも珍しくなく、また、ラッシュ時以外でも渋滞している箇所も多数見られます。こうした状況は、県民の皆様も憂慮しておられ、熊本都市圏の交通渋滞は、県や熊本市にとっても重要な課題となっています。

このような現状に対して、国や県、それから熊本市などでは、熊本都市圏総合交通戦略を策定

し、実施主体ごとに、交差点改良や多車線化などの整備に取り組んでおられます。また、熊本県新広域道路交通計画においては、10分・20分構想が新たに位置づけられるなど、渋滞の解消に向けた対策が打ち出され、国への支援を要望するなど、実現に向けた取組が行われている状況と承知しています。

しかし、道路整備には多額の費用を要する上、10年、20年単位の期間を要する長期的な事業ですので、実現までの間、今の渋滞が続くとすれば、県民にとってとても大きな社会的、経済的損失が生じ続けるのではないのでしょうか。

こういった現状において、その他の様々な施策を駆使して渋滞を緩和し、渋滞によって県民が負っている損失をできる限り軽減すべきだと考えます。

そこで、1つ考えられるのが、信号機の制御によって交通渋滞を緩和する方策であると思います。交通信号制御の高度化は、さきに述べた熊本都市圏総合交通戦略の実施施策としても位置づけられていると思いますが、現在どのように取り組まれているのでしょうか。

私が通る交差点は、片側2車線にもかかわらず、右折車の渋滞長で1車線は塞がれ、ひどい渋滞が発生します。右折の信号は短く、数台しかはけないため、渋滞は一向に収まらないといった状況です。かと思えば、前方の道路は車が全く通っていないのに、信号は赤で進めないような場面もあります。

こうした点に関して、NEDO、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が、岡山県警の協力を得て、人工知能技術適用によるスマート社会の実験の一環で、人工知能、AIを活用した信号制御システムの実証実験を行い、渋滞を予測して信号を制御することに成功したと、昨

年4月に公表されました。こういったものが実用化されれば、渋滞緩和に寄与するほか、コスト削減、低炭素化にも期待が持てると思います。

現在、信号機の制御については、交通量の多いところでは感知器を設置し、交通量等に基づいて制御する方式が取られていると思いますし、細かくは、集中制御や系統制御など、様々な仕組みがあると思います。そういった方式のうち、現場の交通状況に応じた最適な信号制御を適用することで渋滞を改善できると思いますので、本県でも、現段階でやれることを交通渋滞緩和の一つの対策として進めてほしいと思います。

そこで質問しますが、現在、本県では、信号機の制御はどのように行われているのでしょうか。

次に、渋滞緩和に向けた信号制御の改善や新たな技術などについての検討は行われているのでしょうか。

また、今後、自動運転や先進的なシステムが次々と実用化されていくことが予想されます。熊本県が他の都道府県より率先してそれらを導入すると熊本県の強みとなり、県民の利便性の向上に寄与すると考えます。

私は、ぜひそのような先進技術を進んで導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上を警察本部長に伺います。

〔警察本部長宮内彰久君登壇〕

○警察本部長(宮内彰久君) まず、県内の信号制御についてお答えします。

熊本県下には約2,800基の信号機が整備されていますが、その約3分の1は集中制御式の信号機であり、幹線道路や都市部を中心に設置されています。

この集中制御式の信号機は、道路に設置された車両感知器によって、車の交通量や速度といった情報をリアルタイムで収集し、交通管制センター

において、その時点の交通実態に即した最適な信号の周期や秒数などを算出した上で、その結果に基づいて個々の信号機をリアルタイムで制御しています。

他方で、残りの約3分の2は単独制御式の信号機であり、あらかじめ、曜日や時間帯に応じた信号の周期や秒数などを設定して運用しています。

集中制御式や単独制御式の一部信号機については、同一の道路において車が信号で停止する回数を減少させるため、連続して設置されている信号機を互いに関連づけて、系統的に制御したり、また、都市部においては、一定の地域に設置された信号機を関連づけて、その地域全体を面的に制御したりすることにより、渋滞の緩和を図っています。

次に、信号制御の改善に向けた取組についてお答えします。

県警察におきましては、より交通実態に即した信号制御を行うため、新たな車両感知器の整備とそれに基づく信号制御の見直しや単独制御式の信号機の集中制御化を進めているところであり、その結果として、渋滞緩和の効果が得られた地点もあるところです。

最後に、信号制御に関する新たな技術の導入についてお答えします。

信号制御を含めた交通管制のシステムについては、警察庁から示された標準仕様に基づいて各都道府県警察において整備しているところです。現在、警察庁において、AIの活用を含め交通管制システムの高度化に向けた調査研究を行っているところであり、今後、こうした調査研究の成果が標準仕様に反映されることになれば、各都道府県警察において、より高度な交通管制システムを導入することも可能となるものと考えています。

こうした状況を踏まえまして、県警察としまし

ては、警察庁における調査研究の動向を注視していくとともに、引き続き、信号制御の改善に向けた取組を進めることにより、道路整備や公共交通機関の利用促進を担当する部局とも連携しながら、渋滞の緩和に努めてまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 御答弁いただきました。

熊本県の渋滞問題への取組を確認いたしました。

今、AI技術をはじめとする技術進歩は急速に進んでおり、私もその動向に注目をしています。

先ほどの回答を受けて、執行部においても、先進的な事例を引き続き検討していただき、熊本県の渋滞問題への対応を強化していただきたいと再度要望させていただきます。

それでは、次の質問に入ります。

私は、熊本市とその周辺地域に暮らす約100万人が使用する水道水が、ほぼ全て地下水で賄われているということを知ったときは、驚き、感動さえ覚えました。蛇口をひねればミネラルウォーター、何とすばらしいことかと思いました。

大昔、阿蘇の大噴火によって噴出した火山灰を多く含む土砂が堆積し、水が浸透しやすい地層になった地理的な要因に加え、白川の中流域地帯に広大な水田を切り開いたことで、大量の地下水を涵養するシステムが構築された歴史的な背景があり、豊かな地下水に恵まれているのだと知りました。

しかし、今、その地下水の存続に大きな懸念を感じています。

菊陽町では、TSMCの工場が年内の完成を目指して建設されていますが、この工場では、大量の水を使用するため、1日に1万2,000立方メートルの地下水をくみ上げる予定で、8月末に、地下水採取許可申請を提出されました。その後、こ

れは1日8,500立方メートルに抑える方針に見直されました。

これはいいことですが、いずれにしても、熊本市の上水道で使用する量の約4%に当たる大量の取水で、今後は、さらに半導体関連企業などの進出も見込まれ、地下水の採取量は、ますます増加すると思われます。

様々な地下水保全対策の成果で、最近、14～15年のトレンドでは回復傾向にあった地下水の需給バランスが崩れ、さらに、工場排水により河川や有明海の水質汚染が生じるのではないかと、大いに心配する県民の声も寄せられています。

そこで、何点か質問します。

まずは、熊本地域の地下水の現状認識についてです。

熊本県及び熊本地域11市町村では、平成20年度に共同で策定された令和6年度までの熊本地域地下水総合保全管理計画を具体的に推進するため、県民のパブリックコメントを経て、令和元年度から6年度までの第3期行動計画を平成31年3月に策定されており、第3期行動計画における目標は、2024年度、令和6年度の目標涵養量が年間3,800万立方メートルとされています。

また、第3期行動計画では「目標年度における地下水収支の試算」として「管理計画策定時に目指した地域のシンボルである湧水がより潤いのある水辺環境へと改善されるほどの豊富な地下水がある状態とはいえない。」との記載があります。

このように、第3期行動計画は、今の熊本地域の地下水の状況は、管理計画が目指した姿とはほど遠いとの現状認識があると読み取ることができます。

一方、今回の地下水涵養指針の見直しに当たってのパブリックコメントで県が公表した資料や見直しの前提となった環境審議会の検討部会及び6

月議会で県が説明に用いた資料は、いずれも、現在地下水の収支はバランスが取れているとの前提で策定がされています。

そこで質問です。

第3期行動計画内での資料の認識と直近の指針等見直しで公表された資料群に見られた認識と、どちらが正しい認識となるかを伺います。

続いて、地下水涵養指針等の改正に係るパブリックコメント手続について質問をします。

県では、地下水採取の増加を踏まえて、地下水の涵養の促進に関する指針、略称地下水涵養指針等の見直しを進めており、7月末から涵養指針等見直しのパブリックコメント手続を実施されました。その手続についてです。

今回の地下水涵養指針の見直しは、地下水採取者に求める涵養対策を強化する趣旨であり、その点に反対するものではありませんが、県民の意見を聴いて意思決定をする手続としては不十分ではないかと疑問を感じます。

県政パブリックコメント手続の実施要綱では、その第4に「素案を公表し、県民の意見を求めなければならない。」とありますが、ホームページには、改正の背景や概要はあるものの、素案そのものは掲載されておらず、手続に瑕疵があるのではないかと考えられます。

また、素案に関する資料として環境審議会の答申が非公表であり、どういう答申に基づいて改正しようとしているのかが分かりにくく、意見を求めている県民への配慮が欠けているのではないかと思います。

そのようなことから、今回のパブリックコメント手続に効力があるのか疑問を感じますとともに、より県民の理解が深まるような取組が必要だと思いますが、どうお考えなのか。このまま改正手続を進められるのでしょうか。

まずは、以上2点を環境生活部長へ伺います。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) まず、熊本地域の地下水の現状認識についてお答えいたします。

熊本地域では、平成16年度から人工的な地下水涵養を開始し、その後、県の観測井戸の水位の多くが回復傾向となり、江津湖の1日当たりの平均湧水量も同様に回復傾向にあります。

議員御指摘の熊本地域地下水総合保全管理計画に基づく第3期行動計画においても、熊本県地下水観測井戸の水位や江津湖の湧水量の推移については「横ばいまたは回復傾向」と記載されています。また、対策についても「これまで実施してきた人為的かん養対策を引き続き実施することにより、現在の地下水位や湧水量を将来へと引き継ぐとともに、これまで以上に豊富で安定した地下水の確保が見込まれる状態となるよう、かん養対策を充実・強化していく必要がある。」としております。平成31年の計画策定時と現在で同様の現状認識と考えております。

次に、地下水涵養指針等の改正に係るパブリックコメント手続についてお答えいたします。

今回の手続に際しては、パブリックコメント実施要綱等の規定に基づき適正に実施することはもちろんのこと、できるだけ指針等の改正内容への理解を深めていただけるよう、概要文と併せてイメージ図も使い、内容を分かりやすく示しており、手続に瑕疵はないと考えています。

指針の改正による涵養目標の引上げについては、現状の取水量と涵養量のバランスを維持するため、早期に導入が必要と、環境審議会の部会においても指摘されております。

このため、パブリックコメントで寄せられた指針の改正内容に関する県民の皆様の意見を踏まえながら、改正手続を進めてまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 御答弁いただきました。

前段の対策についてお答えいただきましたが、その前提となる現状認識がバランスが取れていると、取水量、バランスが取れているとの認識か、バランスが取れていないとの認識かという点を問題としていますので、計画の目標値としての採取量は削減、涵養量は上積みを行うこととしており、現状でバランスが取れているとの認識は、私たちは違っているように感じています。

2点目について御答弁いただきました。

実施要綱等の規定に基づき適正に手続を行っているということでしたが、規定には、改正の素案を公表することの明記があり、参考資料はあれど、素案自体はないように見受けられました。

以上、この場でこれ以上の質問は控えさせていただきますが、今後も、疑問に思ったこの点については調査を続け、また、県民の声や意見を執行部に届ける役割を果たしていきたいと思っております。その点、引き続き御協力と御理解をお願い申し上げます。

今年度のパブリックコメントの一覧ページでは、集計が終わった案件が3件ございますが、意見提出件数は、いずれもゼロ件でした。今回の質問に限らずですが、パブリックコメントのページとして分かりにくいという県民の方の意見も聞いております。ゼロ件というのは、全く異議がなく、意見がないのではなくて、意見ができないくらい分かりにくいということではないのかなとも考えられます。

パブリックコメント制度が県民に広く利用されるためには、誰でも簡単に意見を提出できる分かりやすいページづくりが重要だと思います。県はこれまでも相当努力をされてきているとは思いますが、これまで以上に分かりやすいページづくり

を、これは要望になりますが、お願いしたいと思っております。

それでは、次の項目の質問に移らせていただきます。

次に、環境影響評価条例施行規則及び地下水涵養指針の改正について質問します。

県では、環境影響評価条例を制定していて、工業団地の造成には、50ヘクタール以上の規模になると環境アセスメントを事業者を求めることを定めていますが、地下水保全条例に基づく地下水保全地域、特に地下水の保全を図る地域ですが、そこについては、この規模要件を通常よりも厳しく規定し、25ヘクタール以上としています。それを今回の改正で、地下水採取量と開発によって減少する涵養量を超えて涵養を行う事業者については、基準を緩和し、50ヘクタール以上と、一般的な地域と同等にする改正を行おうとしています。

これは、事業者の涵養の取組の誘導策ということですが、そもそも、事業者が問題ないような涵養対策をしっかりと行うのであれば、環境アセスメントを実施しても問題ないはずですし、地域住民の安心のためには、これまでどおり環境アセスメントを求めるべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

また、今回の規模の緩和によって環境アセスメントを免除になった事業者が、実際はその要件とも言うべき十分な量の涵養の取組を行わなかった場合のペナルティーはあるのでしょうか、お伺いします。

また、2点目に、今回、熊本県は、環境アセスメントの対象事業に係る環境影響評価条例施行規則、以下、施行規則と言いますが、その改正を行う中で、環境影響評価条例、以下、条例と言いますが、条例が施行規則に委任している範囲を逸脱して、その要件の設定を行おうとしているように

見受けられます。

すなわち、条例においては、施行規則への委任において、条例別表に掲げる事業の種類ごとに対象事業に該当するかどうかの判定に用いる基準として、施行規則に規定することを委任している要素は、第2条第2号のとおり「規模」、これは「形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。」ということですが、それと実施される地域等のみであり、対象事業をこの判定基準に基づいて一律に定めることを求めています。

しかし、8月28日まで実施された施行規則の改正に関するパブリックコメントの公表資料、熊本県環境影響評価条例施行規則の改正については、この規模及び地域とは、何ら関係のない事業者が行う環境の保全のための措置等の要素を考慮して、対象事業を個別に定める、知事の定める基準なるものを規則で規定することとしています。

なお、今回の改正の考え方は、平成27年の施行規則改正で追加された風力発電の環境アセスメント対象事業の除外規定を下敷きに考えられたものと推察いたしますが、同規定についても同様に、条例に反して定められているように見受けられません。

以上から、今回の施行規則改正の考え方が、県議会の議決を経て制定された条例に背くものではないかと考えますが、執行部の考えを伺います。

さらに、3点目として、今回の施行規則改正のパブリックコメントの参考資料には、涵養の義務化との明記があります。通常、このイメージ図を見れば、県民のほぼ全ての方が、今回の改正で地下水採取量の100%の涵養が義務づけられると理解して安心するのだと思います。

一方、パブリックコメントの公表資料には含まれておりませんが、パブリックコメント開始4日

後に、地下水涵養指針等改正検討部会の資料が、部会の主管課である環境立県推進課ではない環境保全課のホームページに掲載をされ、地下水の涵養の促進に関する指針の新旧対照表も掲載されていました。これが、今回県が改正案として予定している素案であるかどうかは不明ですが、改正前後とも涵養に取り組むものとするとの記載となっており、従来の努力義務の規定に変更がない形になっています。

そもそも、現在の条例は、涵養の義務化に関して、地下水の涵養に努めるものとするということで、努力義務の規定になっています。このことは、県が作成した逐条解説でもそのような説明がなされております。

以上のような条例の規定にもかかわらず、条例の下位の規定である指針において、条例が定める範囲を超えて涵養の義務化を規定することが果たして可能なのか。県民としては、涵養の義務化を実施してほしいと思いますが、今回の指針の改正で、県として努力義務を義務に変更することをお考えなのか。以上の点を伺います。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活環境部長(小原雅之君) まず、環境影響評価条例施行規則及び地下水涵養指針の改正についてお答えいたします。

環境影響評価条例施行規則の改正は、環境審議会の答申を踏まえ、地下水涵養指針の見直しに加え、事業者による自主的な涵養の取組を促進するために行うものです。

現行の環境アセスメントの手续を含め、現状では、事業者に、地下水保全のため、採取量を超える地下水涵養の実施を義務づけることは難しいと考えます。

県としては、今回の規則改正により、採取量を超える涵養を確実に実施する事業者に対しては、

地下水保全地域において環境アセスメントの規模要件が緩和できることから、事業者のより積極的な涵養への取組を促すことができると考えています。

涵養の取組が行われなかった場合のペナルティーについては、環境影響評価条例において、知事は、事業者が環境影響評価、事後調査及びその他の手続を実施しないとき、勧告及び公表を行うことができると定められています。この規定も念頭に置きながら、事業者に積極的な取組を促してまいります。

なお、今回の施行規則改正の考えが条例に背くとの御指摘ですが、条例第2条に規定する規模や実施される地域といった項目は例示であります。今回の改正は、併せて同条に規定されている環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものを規則で定めるもので、条例で定める対象事業の定義に沿ったものであると考えています。

次に、地下水涵養指針における涵養義務についてお答えいたします。

熊本県地下水保全条例では、事業者は、地下水採取許可申請時に指針を踏まえた地下水涵養計画書の提出が必要であり、許可後は、涵養の実施状況を毎年度報告する義務があります。

このように、現行の指針においても、事業者の涵養目標の達成に向けた取組は担保されていると考えております。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 すみません。1点質問を忘れてしまいました。

追加というか、質問をさせていただきます。

水問題、最後です。

続いて、地下水涵養指針の問題点と水質保全について質問をします。

そもそも、TSMCが取水する大量の水量を超

えた涵養が実際に可能なのだろうかと思えます。確かに、平成16年度から、白川中流域で転作田、ニンジンや大豆、飼料作物などが栽培されている水田で、作付の前後に行われている水田湛水事業は、地下水涵養に大きな成果をもたらしていることは事実です。

しかし、県やおおきく土地改良区が公表しておられる資料を見ますと、平成23年の1,888万立方メートルの涵養をピークに、その後は、1,500万～1,700万立方メートル強で推移し、この事業に協力できる方は、既にほぼ協力しておられ、今後大きな増加は見込めないのではないかと思います。

また、涵養域の農産物の購入という方法も示されていますが、それは、実態としては新たな涵養には直接的にはつながらず、この方法を多く採用すれば、実際に採取した量に見合う涵養量の確保にはつながらないこととなります。

くまもと地下水財団への協力金、寄附金の拠出という方法もありますが、今後、ほかの地域で地下水財団が大きく涵養事業を拡大することができるのか疑問で、今後、集積してくる半導体関連企業の取水量を一定程度賄うような規模に涵養事業を拡大していく見込みは立っているのでしょうか。

さらに、水質の面で、TSMCの排水について、どのような物質がどのくらい含まれているのか、県では把握しておられるのでしょうか。浄化するとはいえ、最終的には工場排水を大量に有明海へ放出することになるわけですので、常時の監視が必要だと思えます。

また、持続可能な地下水の利用による熊本地域の経済発展を考えるのであれば、第2工場が建設されるとなった場合を想定した取水や排水の総量規制も検討しておく必要があるのではないかと

思います。

加えて、申し上げたような持続可能性という点について仕組みとして成り立つように、50年後、100年後と、これからの子供たちの世代のために、世界が誇るこの豊かな熊本の地下水を守っていけるよう、しっかり取り組まねばなりません。何かが起こってからでは遅いですし、誰が責任を取るのでしょうか。

以上のような思いを持つ県民の不安を取り除くためにも、地下水涵養指針の実効性や水質保全の対応に関して、しっかりと現状を分析した取組が必要だと感じていますが、どのように対処しようとお考えでしょうか。

以上の点について、環境生活部長に伺います。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

**○環境生活部長(小原雅之君)** 地下水涵養指針の問題点と水質保全についてお答えいたします。

まず、地下水涵養指針の実効性についてですが、5月16日に、J A S Mや県等の5者で協定を締結し、涵養期間の拡大や新たな涵養手法について検討を行っています。

具体的には、今まで5月から行っていた水田湛水の開始時期を4月に前倒しするなどによる涵養期間の拡大や今まで白川中流域で実施していなかった冬期の水田湛水の実施など、農業者の方々と連携し、実現可能な具体策の検討を進めています。

また、白川中流域以外でも湧水等を利用した水田湛水の拡大に取り組むことで、本年度のJ A S Mの地下水取水量を超える涵養の実現を見込んでいます。

涵養域の農作物の購入は、地下水涵養につながらないとの御指摘がありました。立地企業の社員食堂で使用する主食用米について、作付の拡大が検討されており、実現すれば涵養量の拡大が期

待できます。

また、熊本の地下水は農業の営みにより育まれており、地域の農産物の購入は、涵養域の維持に必要な農地の確保に重要な役割を担うと考えています。

最後に、水質保全についてお答えいたします。

J A S Mで使用される薬品等については、水質汚濁防止法等の規定に基づく届出などにより、使用方法、処理等も含め確認しています。

また、J A S Mの工場排水は、下水道法の基準を満たすよう処理され、菊陽町で基準が守られているかを確認し、下水道に受け入れられます。その上で、県が管理する下水処理場において適正に処理され、坪井川に放流されます。さらに、排出先の坪井川やその河口域では、熊本市が環境基準に適合しているかを確認いたします。

県としては、関係市町と連携し、各段階でしっかりと監視を続けてまいります。

これらの取組に加えて、県民の皆様の不安解消を図るとともに、予防的な対策を講じる観点から、規制外の金属類や化学物質についても、8月から河川水や地下水などの水質に関する環境モニタリングを実施しています。このことにより、新たな工場が稼働する前後で変化がないか、客観的かつ科学的に把握してまいります。

熊本県は、水俣病を通して、環境破壊の恐ろしさとその復元の困難さを身にしみて実感しています。今後とも、様々な取組により、地下水をはじめとした熊本の水の恵みを未来に引き継いでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

**○星野愛斗君** 後半部分で質問を分割してしまい、大変失礼いたしました。

後半部分のまず前段について御答弁いただきました。

採取量を超える地下水涵養の実施を義務づけることは難しいとの御見解ですが、今回の要件緩和の対象事業種は、いずれも面的開発を行う事業であり、面的開発に伴う涵養減が事業による環境への負荷であることは、県としても、県地下水保全条例35条の3でこの点を認識されており、県が、熊本地域の地下水環境は、これだけ厳しいと言っていることから、環境保全措置の一部として、環境基本条例及び環境影響評価条例に基づき、事業者を実施させることは可能であると考えます。

最後の点について御答弁いただきました。

涵養域の農作物の購入が地下水涵養量増加を担保しないことは、既に知事への直行便への回答等で認めているところでございまして、実現すれば涵養量の拡大が期待できるとの説明には、少し違和感を感じます。

多くの県民がこの事業に大きな期待を寄せています。私自身も、こういった問題がクリアできれば、大いにこの熊本県でTSMCが経済活動をして、この熊本県を盛り上げることを願っている一人の人間です。

しかし、一方で、水資源をはじめとした深刻な懸念も存在します。環境基本法の事業者の責務の理念と環境基本条例が定めた事業者の県の施策への協力の義務を背景に、県として、事業者に付度することなく、県民の立場に立ち、環境アセスメント制度や環境指針の厳格な運用を行うよう要望とさせていただきます。

次の質問に移ります。

9月1日、気象庁は、今年の6月から8月にかけての気温について、過去126年で最も暑い夏になったとの統計をまとめました。今年の異常な暑さは、地球温暖化が進行している表れでしょうか。

このような温暖化の加速を食い止めるため、

2050カーボンニュートラルの達成に向けて、様々な取組が進められており、その一つに、再生可能エネルギーの普及促進があります。

本県の第2次総合エネルギー計画においても、2030年には最終電力消費量に対する再生可能エネルギー発電量の割合を50%にする目標が掲げられており、国も2030年度の電源構成の目標を36～38%と定め、再生可能エネルギーの導入促進を図っています。その主力である太陽光発電も、2012年度から始まった固定価格買取制度に後押しをされ、増加しています。

私も、化石燃料から再生可能エネルギーへの代替は必要だと思っています。昨今は、住宅の屋根にもソーラーパネルが増え、ビルの壁面にも張りつけるタイプが開発されるなど、こういったところは、地権者との合意が取れているのであれば大いに進めてほしいと思っています。

しかし、一方で、山林や農地などに太陽光発電設備が設置され、メガソーラーと呼ばれる大規模太陽光発電施設が山林の中に横たわっている風景を見ます。

本県の宝とも言うべき阿蘇地域は、経済的価値のみならず、世界有数のカルデラ地帯であるという地質学的な価値や、また、草原地帯においては、放牧等、第一次産業に密接に関わるとともに、オオルリシジミ、ヒゴタイ、ケアシノスリ等々の多種多様な動植物を育むなど、あらゆる学術的価値を有する非常に貴重な場所でもあります。

そういった面も含めて、阿蘇は、御存じのとおり、世界文化遺産への登録を目指しています。しかし、ここにもメガソーラーが草地などを覆って設置されており、こうした風景を見ると複雑な心境になります。

牛の放牧を営んでいた方々が、高齢化や担い手不足などで放牧が縮小し、草原を維持することが

困難になってきているなど、複雑な事情もあるようです。

太陽光発電設備の導入によって自然環境が破壊されるような状況は全国各地で見られ、景観や自然破壊、災害誘発などの懸念で、地域とトラブルになるケースも数多く発生しており、経済産業省が公表している資料によりますと、2021年12月時点で、地域とのトラブルの報道件数が163件となっています。

再生可能エネルギーを普及させる側からすれば、こうした事例もあり、痛しかゆしのところだと思いますが、環境保全のために様々な公益的機能を有し、守っていかねばならない森林や草原を開発してまで太陽光発電設備を導入することについては、私はこの点については反対で、ましてや、世界遺産登録を目指す阿蘇にとっては大きなマイナスだと思います。ですので、太陽光発電の普及促進には、導入する地域と抑制する地域を分けるゾーニング規制が必要だと思います。

こうした問題に対して、全国的に多くの市町村が、あるいは都道府県レベルでも7県が、許可や届出、地域住民への説明義務など内容は様々ではありますが、その設置を規制する独自の条例を定めています。

また、今年の7月に、宮城県では、森林開発に伴う再生可能エネルギー発電設備の所有者に課税をする全国初の条例が制定され、注目をされています。

このように、行政も知恵を絞りながら対策を講じているところではありますが、必要な要件や手続をクリアして設置されるものは許可せざるを得ないというのが実情のようです。

本県では、令和3年11月定例会での答弁の中で、知事は、県として様々な規制の強化と適地への誘導に取り組んでいくとのお考えを示されまし

た。また、くまもと半導体産業推進ビジョンには、2030年頃に向けて熊本の目指す姿が描かれており、その中には「半導体を核とした産業創出拠点」として、最先端の半導体を利用したDX/GXの推進が目標とされています。

私は、GXの推進の観点から、適切な規制の下でのソーラーパネルの増設は有用であると考えます。

そのような中で、福島市は、先月8月31日に、地域と共生する再生可能エネルギーを積極的に進めることを含め、防災や景観保護の観点から、メガソーラーの設置をこれ以上望まない、ノーモアメガソーラー宣言をされています。

そこで質問ですが、本県においては、条例は制定されていませんが、前述のような山林等を開発して太陽光発電設備導入を抑制する対策はどうなっているのでしょうか。本県独自の工夫した取組などを行っておられるのでしょうか。

商工労働部長にお伺いします。

また、世界遺産登録を目指す阿蘇については、8月に東京でシンポジウムが開催されるなど、機運醸成を図っておられ、知事は、現在の任期中に暫定リスト入りを目指すと表明されています。そうであれば、世界遺産登録に向けて、他県等よりさらに踏み込んだ取組を行う必要があるのではないのでしょうか。

後世に守り継ぐべき美しい阿蘇の大地が巨大なメガソーラー施設で覆われるのを防ぐために、国や市町村などとも連携した対策が不可欠だと思いますが、どのように取組を進めておられるのでしょうか。

企画振興部長にお伺いします。

〔商工労働部長三輪孝之君登壇〕

○商工労働部長(三輪孝之君) まず、1点目の山林などの開発を要する太陽光発電設備の導入抑制

に関する本県の取組についてお答えします。

本県では、再エネ施設の立地に関して、県、立地市町村、再エネ事業者との3者協定を締結し、立地地域の環境保全や災害防止に努めています。

本年8月末時点での協定締結件数は202件となっております。また、令和3年度から、市町村や地域住民と意見交換を行いながら、太陽光発電と陸上風力発電を地域の理解が得られやすい適地に誘導するため、ゾーニング調査を実施してきました。

今年度は、これまでの調査を基に、地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が設定する再エネ促進区域に関して、本県の自然的、社会的条件に応じた環境配慮基準を策定することとしています。

今後、市町村は、この県の基準に基づく再エネ促進区域の設定を行うとともに、区域内で行われる再エネ事業に対しまして、環境保全や地域貢献への取組を求め、これを満たす事業者の事業計画を認定することとなります。

県としても、市町村の再エネ促進区域の設定等への支援を通じて、再エネ施設の適地への誘導を図ってまいります。

なお、国においては、森林法施行令の改正により、本年4月以降、太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発行為の許可対象面積が、従来の1ヘクタールから0.5ヘクタールを超えるものに変更され、規制が強化されています。

また、来年4月から施行されるGX脱炭素電源法では、メガソーラーなどの大規模電源の設置における事前説明会の開催や地域への周知活動の義務化など、事業規律の強化が図られることとなっております。

今後も、国や市町村、事業者と連携して、本県における脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの最大限の導入と自然環境や優れた景観の

保全の両立に向けた取組を実施してまいります。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 世界文化遺産登録を目指す阿蘇における太陽光発電設置に対する取組についてお答えします。

阿蘇には、古くから自然と人々との共生により維持されてきた草原や農耕の発達に伴い長い年月をかけて拡大してきた田畑などが、広大なカルデラ全域に形成されています。この壮大で美しい景観は、世界でも類いまれなるものであり、後世に伝えていくことが極めて重要です。

このため、県と阿蘇郡市の市町村は、この景観を人類共通の<sup>たから</sup>資産として未来へ引き継いでいくため、世界文化遺産登録を目指し、取組を進めています。

平成26年には、阿蘇草原再生千年委員会において、阿蘇のすばらしい草原にメガソーラーはふさわしくないことを確認しました。

令和2年1月、知事と阿蘇郡市の市町村長が、阿蘇の景観を守る宣言を行い、大規模太陽光発電施設等の設置や開発行為によって阿蘇の眺望を著しく傷つけられることがあってはならないと明言しました。

今年の2月には、宣言を踏まえ、太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドラインを策定し、運用を開始しました。このガイドラインでは、事業者に対して、草原には原則として太陽光発電施設を設置しないことや計画段階や事業実施において特に配慮いただきたい事項等の遵守を求めており、現在、阿蘇郡市の市町村と連携し、施設設置を検討する事業者に対して協力を依頼しているところです。

また、令和3年には阿蘇景観保全会議を設置し、国土交通省、環境省、林野庁とともに、阿蘇の景観保全に関する情報共有や景観に配慮した公

共事業の実施にも取り組んでいます。

引き続き、県と阿蘇郡市の市町村が一体となり、また、国とも十分に連携を図りながら、阿蘇の世界文化遺産登録に向けて、良好な景観の保全に全力で取り組んでまいります。

〔星野愛斗君登壇〕

○星野愛斗君 両部長に御答弁をいただきました。

熊本県の太陽光発電設備に関する方針について詳しい回答をいただき、様々な対策や施策、取組を行っていただいていることは非常にありがたいと思います。

再生エネルギーの導入と環境や景観の保全というのは、バランスが非常に難しい問題です。特に、熊本県の象徴である阿蘇山のような貴重な景観に対する影響は、県民の関心も高いと感じております。

県がこれまで様々な取組を推進してきたことは高く評価しておりますが、現在も、県民の中には、太陽光発電設備に対する不安や疑問を持っている方が多いのも事実です。

今後も、県民の声を十分に取り入れながら、環境と景観の保全を両立させる施策を進めていただくことをお願い申し上げます。

それでは、次の最後の質問に進みたいと思います。

教職員の労働環境についてです。

1点目、私が民間企業で働いていたとき、新卒で入っていたところが、なかなかブラックな労働環境でして、サービス残業が月に100時間を余裕で超えるような、そんな場所でしたが、最初でしたから、まあそんなものかと何年か耐えていた時期がありました。

しかし、ニュース等を見ると、教職員の方の働き方も、なかなかひどいものがあるようで、教職

員の労働環境や働き方の改善を念頭に、幾つかお聞きしたいと思います。

まず、年次有給休暇についてです。

令和4年度、県の教職員の年休取得平均日数は13.3日で、本年度の目標である13日は、昨年と同程度の取得状況であれば達成できると思われま

す。しかしながら、令和7年度の目標は、取得日数を15日としており、今後も未消化を減らすための改善が必要です。

そのような中、熊本市では、働き方改革の一環として、まさに今月から、市教職員は年次有給休暇の取得期間を9月からとされました。年休取得の締め日が8月であれば、子供たちの夏休みやお盆休みとも重なり、職場の空気感としても年休消化をしやすいと考えられます。

そこで、県としても、年休の取得時期の変更や取得促進に向けた取組をされる予定はあるのでしょうか、お伺いします。

次に、デジタル化による業務改善等についてです。

現在、県立の玉名高等学校で、現場の教員の方からお聞きした話ですが、テストの答案を読み込んで自動採点ができるテスト採点支援のソフトがあり、とても便利だとの声を聞きました。

こうした取組は、教員の方の負担軽減や答案のデータ管理の効率化による生徒一人一人へのきめ細かな対応につながり、非常によい試みだと思いますが、これは、学校独自の施策なのか、今後県で広めていくためのいわば試験校だったのでしょうか。

また、こういった事例を含めて、学校現場でのデジタル化による業務改善等を進める上で、こういった取組に力を入れているのでしょうか。

以上2点について、教育長に伺います。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、1点目の年次有給休暇についてお答えいたします。

県教育委員会では、これまで、教職員に対し、年間を通じて年次有給休暇の計画的な取得を促してきたところでございます。

具体的には、夏季休業中における学校閉庁日の設定、夏季休暇と組み合わせたリフレッシュ休暇の取得促進などの取組を行っております。

さらに、各市町村教育委員会においても、例えば、二学期制の導入による秋休みでの取得推進など、独自の取組が進んでいます。これら県と各市町村による取組の結果、教職員の意識も高まり、年休の平均取得日数は年々上昇しているところでございます。議員御紹介の年休の付与時期の変更については、現時点では考えておりません。

今後とも、働き方改革をより一層推進し、さらなる年休の取得促進に努めてまいります。

次に、2点目のデジタル化による業務改善についてお答えいたします。

議員御指摘の採点支援ソフトについては、今年度、県教育委員会で、県立中高等学校のうち13のモデル校に試験的に導入しております。

県教育委員会としましては、今年度のモデル校での検証結果を踏まえて、令和6年度以降の県立中高等学校への本格導入を検討したいと考えております。

そのほか、デジタル化による学校現場の業務改善に向けた取組として、県立学校における児童生徒の成績などを管理するシステムや教材費等の学校徴収金を管理するシステムの導入など、業務負担の軽減を図っているところでございます。

さらに、今年度から、保護者のスマートフォンなどに学校からの連絡を配信するソフトや学校での文書受付など定型業務の一部を自動で行うソフトを導入し、さらなる業務の効率化を図ることと

しています。

今後も、学校現場の課題やニーズを適切に把握しながら、業務のデジタル化等を積極的に進めることにより、教職員の労働環境の改善に取り組んでまいります。

○副議長(内野幸喜君) 星野愛斗君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願います。

[星野愛斗君登壇]

○星野愛斗君 年次有給休暇、デジタル化による業務改善等について御答弁いただきました。

これまで、学校の先生方は、生徒のために御自身のワーク・ライフ・バランスをいとわずに教育活動、すなわち部活動指導だったり朝課外だったりですが、これらを行ってこられました。そして、このことは、生徒の育成に大きく寄与したと言えます。

しかしながら、この朝課外も、今年度から廃止となりました。部活動は、義務教育では地域移行が進んでおり、今後の県立学校の動向を深く見守っている県民、保護者の方もいらっしゃると思います。

学校の特色を反映する進学率や就職内定率、そして部活動の活気や実績、これらのレベルアップには先生方の御指導は不可欠です。しかしながら、決して先生方の自己犠牲を伴うものであってはいけません。成長する生徒の姿を見たいから教師になったとおっしゃる先生方が働き過ぎることがないように、客観的に判断する指標やセーフティネットが必要になります。

こうした先生方の存在も大事にしながら、今後も、行政の皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。

今日は、幾つか質問させていただきました。これ以外にも、いろいろ質問したいことが幾つかあ

りました。今後も、いろいろ調査研究してまいりたいと思っております。

皆様の継続的な御指導と御協力をお願い申し上げます。以上で私の質問を終了させていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） この際、5分間休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時11分開議

○議長（淵上陽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

立山大二朗君。

〔立山大二朗君登壇〕（拍手）

○立山大二朗君 皆様、おはようございます。山鹿市選出・自由民主党の立山大二朗です。本年初当選し、今回が最初の一般質問となります。

山鹿市からは、二元代表制のそれぞれの代表であられる蒲島知事、そして淵上議長がいらっしゃいます。偉大な先輩方がいらっしゃる中で、大変身の引き締まる思いで質問をさせていただくこととなりますが、多々至らぬ点もありますが、どうぞよろしく願いいたします。県議会で議席をいただいた者として、一生懸命に県政の発展、県民の福祉向上に資するように努めてまいりたいと存じます。

朝一発目の質問で、星野先生が大変フレッシュな質問をされましたので、大変やりにくいなと思いつつ、また、一般質問初日に、吉田先生がトップバッターとしてチャンスを広げるとおっしゃいました。そして、見事なホームランを打たれましたので、私も続けて、ヒットか送りバントか、とにかく凡打にならないように頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、1点目の質問に参ります。

動物愛護の取組についてです。

新型コロナ禍による在宅時間の増加により、新規に犬や猫などペットを飼育し始めた方が増えていると、こういう報道があります。一方で、動物の権利意識の向上などから、一部のホームセンターでは、ペットの展示販売を取りやめるなどの動きもあり、全体的な飼育頭数は頭打ち、もしくはピークアウトしており、新型コロナ禍では、新規飼育者がやや増加していると考えられます。

新規にペットを飼い始めたものの、経済状況や環境の変化などにより、飼育放棄や市街地、山林などに遺棄してしまう事例が増加することが懸念されます。

動物愛護法では、飼い主の責務として、飼養動物を健康で安全に命を終えるまで適正に飼養、終生飼養するとともに、他人に害を与えないように措置を講じ、生活環境保全に努め、他人の迷惑にならないように飼養しなければならないと明記されています。

つまり、終生飼育と適正な管理を大前提としていただく心構えを飼養者に求めているわけですが、新規の方のみならず、実態としては、飼い猫の避妊・去勢手術の不徹底等による多頭飼いのトラブルや飼い主のいない猫への餌やり等で野良猫が増加し、地域に迷惑がかかっている問題がございます。私の住む山鹿市においても、住民や商工業者、農家の方から、ごみ捨場をあさられて困っている、ふん尿の被害により植え込みや農作物に被害が出ているなどの声も聞かれます。

この問題を解決するためには、避妊・去勢手術が有効な手段であり、県では、飼い主のいない猫を保護し、動物病院で避妊・去勢手術を受けさせる個人または団体に対して、手術費用の補助を行っています。令和4年度は、予算300万円に対し

て、8月末には受付件数がほぼ予算上限に達したと聞いており、避妊・去勢手術に対するニーズが高いため、本年度、令和5年度は予算を500万円に増額しています。

また、飼い主がいない猫を、その地域の住民が周辺美化など地域のルールに基づいて、共同で適切に飼養管理する地域猫活動、こちらでも有効な手段で、この活動を広く浸透させる必要があるかと思いますが、住民の理解が進んでいるとは言えず、普及啓発が必要だと考えます。

そこで、飼い主のいない猫への対策について、今年度の補助金の申請状況と地域猫活動の普及啓発のための県の取組について、健康福祉部長に伺います。

次に、動物取扱業者に対する指導状況等について伺います。

令和元年に動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、動物愛護の観点から、動物の繁殖や販売等を行う第一種動物取扱業者による適正飼養等を促進するため、飼養施設の構造、規模、従業員数、環境の管理、繁殖の方法等の遵守基準が具体的に明示されました。

しかし、業者による動物の不法遺棄や劣悪な環境での飼育について報道があっており、摘発に至るケースもあります。2021年に全国の警察が摘発した動物愛護法違反事件は、前年から68件増の170件と、統計を取り始めた2010年以降で最多となったとの報告もあり、業者に対する強い指導も必要であろうかと存じます。

そこで、悪質行為を未然に防止する取組と動物取扱業者に対し、どのような指導をされているのか、健康福祉部長に伺います。

〔健康福祉部長沼川敦彦君登壇〕

○健康福祉部長(沼川敦彦君) まず、飼い主のいない猫の問題への対策についてお答えします。

県では、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に対して、平成30年度から、雄1頭5,000円、雌1頭1万円を上限に補助を行っており、申請数は年々増加しています。

議員御紹介のとおり、令和4年度は、8月末時点で受付件数がほぼ予算額の上限に達したことから、今年度は、県民の皆様のニーズにより多く応えられるよう予算を増額し、8月末時点で474頭、425万5,000円分の申請を受け付けているところです。

引き続き、手術の実施状況を確認しながら、効率的な予算執行に努めてまいります。

また、地域猫活動の普及啓発については、県の広報紙やホームページ等で周知を行うほか、保健所での相談対応時に活動の助言を行っています。さらに、地域猫活動の普及支援のため、自治会等への補助も行っているところです。

しかし、このような対策を行っても、各保健所には、時期を問わず、飼い主のいない猫に関連する相談、苦情が寄せられており、今後は、これを地域の環境問題と広く捉え、ボランティアをはじめとする県民の皆様や市町村等とも連携した取組の充実強化が必要と考えております。

このため、現在整備を進めている新たな動物愛護センターを拠点に、先進事例も参考にした新たな取組の検討や地域猫活動の講座開催などによる普及啓発の強化を図ってまいります。

次に、動物取扱業者への指導等についてお答えします。

動物取扱業を営もうとする者は、都道府県等への登録と5年ごとの更新が必要となります。

本県では、登録、更新の際に、法に基づく基準に適合しているか、管轄保健所が申請書類と現地調査により確認しています。

また、動物取扱業を営む全事業所の責任者を対

象に、毎年業務に必要な知識や能力に関し必修の研修を行い、法令遵守の徹底を図っています。

近年、県内で摘発等の事例はありませんが、不適正飼養等の事案を把握した際には、厳正に対処してまいります。

〔立山大二郎君登壇〕

**○立山大二郎君** ただいまの御答弁にありましたように、猫の避妊・去勢手術に対して、本年度は予算を増額していただき、本年4月12日の申請受付開始から8月末の時点で昨年を上回るペースの申請があつているとのことですので、こちらもやがて上限に達するものと思われまふ。

1頭の雌猫から1年後に約20頭以上、2年後には80頭以上、3年後には2,000頭以上にもなるそうですから、繁殖を抑制し、地域猫として共生社会を実現するためのこの施策は、地域猫活動に取り組まれている方々にとつても大変心強いものと存じます。

また、避妊、去勢のために、猫を捕獲するためのわな購入などにも地域猫活動の支援として補助を行つていただいておりますが、活動の促進のためにも、引き続き十分な予算を確保していただき、執行していただければありがたく存じます。

また、地域猫の普及啓発につきましても、市町村との連携を拡充していただき、自治会等との協力もいただきながら、避妊・去勢手術の実施の拡充、餌やりのルール化等を地域で一体となつて取り組んでいただけるように願ひます。

先日の吉田先生の一般質問で触れられた新たな動物愛護センターにもしっかりと予算措置と人員配置をしていただき、子供から大人まで、県民の皆様が関心を寄せていただけるような普及啓発にも努めていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

動物取扱業者への適正飼育に向けた指導体制も

確立していただいているようで心強く存じますが、業者のみならず、一般の方においても過剰な多頭飼育となり、飼育環境が崩壊するケースの報道などあつております。ですので、通報の受入れ体制はもちろんのこと、相談のしやすい体制構築を、警察や保健所、市町村担当課とも連携して行つていただければ幸いです。

それでは、次の質問に移ります。

これまで動物愛護について伺いながら、動物の命に差をつけるようで心苦しくもあるのですが、人と動物との適正な共生環境を実現するためには仕方のないことと存じますので、改めて、鳥獣害対策の持続性を高める施策について伺ひます。

本県の令和3年度における野生鳥獣による農作物被害額は、前年度より約1,000万円減少し、前年度比マイナス2%、5億3,761万円となっているそうです。

県の「えづけストップ！」対策事業をはじめ、市町村の御尽力や農家の方々の御協力により、前年度比マイナス2%の減少につながつているものと存じますし、幸いなことに、鹿本地域では、前年度比でマイナス55%と減少していますが、このように、数字で表れる被害額にとどまらず、農家の方々にとっては、日頃からの対策にかける時間や労力など、この額として算出されない数字も実際には膨大なものになるかと存じます。

鳥獣被害の対策として問題になってくるのは、1つは、狩猟免許所持者の高齢化が進む中での人材確保、もう一つは、捕獲後の処理をいかにするかこの2点が大きいものと存じます。

これまで、有害鳥獣対策として、捕獲等事業については環境生活部で、被害防止計画や各種支援事業については農林水産部で積極的に取り組んでいただいております。また、その他の関係部署と

も鳥獣被害対策プロジェクト会議などを通して情報共有を行い、横断的に連携した対策に取り組まれていると聞いております。

ところで、ある漫画の作者が、自らわな猟免許を所持され、鳥獣被害の現場をリアルに描いているとして、昨年でシリーズ累計44万部を突破し、話題となっております。令和2年には、農林水産省、環境省とのキャンペーンコラボを実施し、狩猟・農業メディアからも大反響となっております。NHKや神戸新聞では、若年者のわな猟免許取得者増加につながっているとの報道もなされております。

このように、若い方々にも届くような機会があれば、免許取得につながるという好事例ですが、本県としましても、高校や大学、専門学校などにも働きかけるような施策や啓発活動があれば、興味、関心を引く契機になるかと考えます。

そこで、1点目の狩猟免許所持者の確保についてですが、各種団体や教育機関への狩猟免許の取得の啓発活動についてどのように考えておられるのか、環境生活部長に伺います。

2点目の捕獲後の処理についてです。全国的に、捕獲した鳥獣の大半は捕獲者により埋設または焼却による処分が行われており、本県においては、大半が埋設処分されている現状です。

総務省の実態調査レポートでも、処分に当たり、埋設場所の確保、焼却施設までの運搬等の負担が課題。利活用にも課題ありとされています。

このような中、本県では、令和3年に天草市有害鳥獣処理施設が整備され、国庫交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金、こちらを活用し、減容化施設を整備されています。

これにより、埋設処理に係る捕獲従事者の負担軽減と不完全な埋設処理による自然環境への影響が軽減されているようですが、埋却・焼却処理を

各市町村で負担し続けるのも大変厳しい現状があるかと存じます。

そこで、広域で利用可能な減容化施設の整備やジビエ加工処理施設の設置が必要と考えます。また、ジビエの処理加工施設の運営においては、販路の拡大が課題と考えております。これらに関する県の取組について、農林水産部長に伺います。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) 1点目の狩猟免許所持者の確保についてお答えいたします。

県内における狩猟免許所持者数は、昭和45年の約1万4,000人をピークに年々減少を続け、平成21年度には、約4,800人まで減少いたしました。

近年、5,000人程度で推移しているものの、高齢化が進んでいることもあり、新たな狩猟免許取得者の確保は、鳥獣害対策を進める上で喫緊の課題だと考えています。

このため、県では、狩猟免許試験の開催回数や会場数を増やし、受験の機会増や利便性向上を図るとともに、令和2年度から、若手狩猟者を掘り起こすため、農業・林業系学科のある高校を訪問し、狩猟等に関する出前講座を行うなど、狩猟の魅力、役割を理解してもらう取組を進めています。

あわせて、高校生等の狩猟免許取得費用を補助するとともに、高校が行う捕獲研修等の活動を支援しています。

また、昨年度から、農学部のある大学の学生にパンフレットを配布して、狩猟免許取得の働きかけを行っています。

さらに、県が中心となり農業者の学びを支援するくまもと農業アカデミーの鳥獣害対策講座において、狩猟の意義や社会的役割について講義を行っています。

このような取組により、新規狩猟免許取得者数

は、令和2年度からの3年間で約1,300人となっており、令和4年度末の狩猟免許所持者数は約5,800人となるなど、着実に成果が出てきているところです。

引き続き、庁内関係部局をはじめ、国、市町村、関係団体と連携しながら、狩猟免許所持者の増加に向けた啓発活動等にしっかりと取り組んでまいります。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

**○農林水産部長(千田真寿君)** 2点目の捕獲後の処理についてお答えします。

本県の令和3年度のイノシシと鹿の捕獲頭数は約5万8,000頭で、9割以上が捕獲者により埋設処理されています。埋設に係る負担を軽減するためには、捕獲後の鳥獣を分解、圧縮する減容化施設等で処理することも有効です。

ただし、施設の整備については、処理を広域化、共同化すると運搬距離は長くなり、かえって捕獲者の負担増となることから、捕獲の方法や頭数など地域の実情を考慮した慎重な検討を要します。また、施設の運営主体や設置場所についても、市町村など関係者間でしっかりと協議する必要があります。県としましては、市町村の鳥獣被害防止計画の策定において、実情に応じた処理方法や施設の検討を支援してまいります。

次に、ジビエの販路拡大について、本県では、平成24年度から、くまもとジビエ料理フェアを開催し、県内におけるジビエ料理の認知度向上や消費拡大に取り組んでいます。

その結果、参加店舗が、取組開始時の15店舗から62店舗に増加しています。また、首都圏での販路拡大に向けて東京で開催されたビジネスフェアに参加し、約200社との商談の機会を創出しました。

さらに、県内のジビエ処理加工施設や関係市町

村、司厨士協会等で構成するくまもとジビエコンソーシアムにより、処理技術の向上や国産ジビエ認証の取得など、県全体での品質の向上や安定した供給、ブランド化に取り組んでいるところです。

このような取組により、イノシシと鹿のジビエとしての活用頭数は、平成28年度の2,978頭から令和3年度には3,755頭まで増加しています。

県としましては、引き続き、関係団体と一丸となって、農家の方々が安心して農業生産を続けることができるよう、野生鳥獣による農作物への被害防止やジビエの利活用の推進に取り組んでまいります。

〔立山大二郎君登壇〕

**○立山大二郎君** ただいまの御答弁で、3年間で約1,300人も新規に狩猟免許を取得していただいたとのこと。狩猟免許所持者のうち、2割強の方が新規取得者となることになりますね。鳥獣害対策の持続可能性を高めることに、大変大きく寄与されていることがうかがえます。

直接的に狩猟に従事するだけでなく、例えば、電気柵やワイヤーメッシュの設置など、ふだんからの対策においても、やはり狩猟に関する理解のある方、知識のある方が地域にたくさんいらっしゃると、その効率性も高まるものと考えられます。

また、農水省としても、スマート農業であったりICTの活用、そういったところに補助金を大変使っているわけですが、ぜひ、多様なチャンネルを活用して、さらなる啓発、補助に取り組んでいただけるようお願いいたします。

捕獲後の処理につきましては、本県では、9割以上が捕獲者による埋設処理とのことですが、家畜伝染病予防法第23条に定める汚染物品として取り扱わず、廃棄物処理法に基づき処理する場合、

病原体の拡散防止措置等を適切に行い、また、周辺の生活環境の保全について十分に留意した上で処理する必要がありますので、御答弁にもありましたように、特に捕獲者による埋却には、やっぱり多大なる負担をおかけしておる状況があります。地域事情を把握した上ではなりますが、より適正な処理方法、また、減容化施設等の検討も重ねてお願いしてまいります。

イノシシや鹿のジビエ利活用も、県全体で供給やブランド化を推進していただいているとのこと。鹿は、イノシシと特に異なり、飼料安全法により、特に肉骨粉に関しては厳しい利用制限があるものの、適正な範囲内で、もちろん肉牛であったり、また、ペットフードなどの活用も働きかけていただきますようお願いしまして、この項の質問を閉じます。

続きまして、県立高校と大学等の連携について伺います。

これまでも、県立高校の魅力化について様々な御質問、そして県教育委員会による取組がなされていますが、今回は、高大連携など、県立高校と大学との連携による学びの充実について伺います。

高大連携という言葉ですが、日本私立学校振興・共済事業団によりますと「高校生が大学の授業を受けに大学へ行ったり、大学の先生が高校に出向いて授業を行ったりといった、高校生が大学レベルの教育研究に触れる機会を増やすような取組、高校の教員と大学の教員が相互理解を図るためのネットワークの構築、大学生に対する基礎学力向上のための補習授業の実施など」を指します。

文部科学省は、グローバル人材の育成や技術革新に伴い、平成28年度より、高大接続改革を推進、大学入学者選抜の改革などに着手しました

が、高大連携は、入試の接続、入り口の接続にとどまらず、教育の接続を推し進めるものであり、未来の日本を担う若者の夢の実現、キャリアデザインにおいて、非常に有効な手段として全国各地で様々な取組がなされています。

大学との連携が深まり、地元進学が高まっていくならば、高校生にとっては、大学卒業までのイメージがより描きやすくなるのではないかと。また、地元大学への進学から地元企業への就職につながるならば、担い手不足が課題となっている地元企業にとっても喜ばしいことになるのではないかと。このことは、地元の県立高校が選ばれる要素にならないかと思えます。

本県におきましても、高大連携等の推進については、令和3年3月の県立高等学校あり方検討会による提言に基づき取り組まれています。高校教育課の発表によりますと、令和5年度大学・短期大学等の高大連携に関する取組一覧では、県内15の大学、短期大学、大学校、高等専門学校において、高校等への出張講義や高校生対象の公開講座の開催などに取り組める体制づくりがなされているようです。

また——ちょっと片仮名が続きますけれども、熊本サイエンスコンソーシアムと県内の3つの大学、崇城大学、熊本保健科学大学、熊本大学と、この連携協定に基づく活動が行われているそうです。

熊本サイエンスコンソーシアム、KSCと略されますが、こちらは、県内SSH、スーパーサイエンスハイスクール指定校の5校、熊本北高校、宇土高校、天草高校、鹿本高校、第二高校と、理数科、理数コース設置校3校、熊本西高校、大津高校、東稜高校、この県立学校8校で構成されており、高大連携、高大接続や探求活動の推進、企業等との連携をテーマに活動されています。

その中で、大学と連携した探求活動について、具体的な取組などを伺いたく存じます。

また、KSCにおいては、理数系のコースや生徒が主な対象になっているものと存じますが、普通科や専門学科で学ぶ生徒にとってのカリキュラムや今後の取組などはどのようになっているでしょうか。

加えて、このような県立高校における大学と連携した探求活動は大変すばらしく、ぜひ広く発信していただきたいと思いますが、どのように情報発信されているか、こちらを伺います。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、県立高校と大学が連携した探求活動についてお答えいたします。

議員御紹介のとおり、県教育委員会では、理数教育の発展と科学技術人材育成のため、スーパーサイエンスハイスクール指定校で、理科、数学等に重点を置いたカリキュラムの開発や大学等との連携による先進的な理数系教育を実施するとともに、それらの指定校が協働して探求活動を推進できるように、熊本サイエンスコンソーシアムを構築しました。令和3年度からは、熊本サイエンスコンソーシアムが、崇城大学、熊本保健科学大学、熊本大学と協定を結び、連携した取組を行っています。

例えば、生徒が自ら課題を設定し研究する探求活動を行う際に、大学の研究室を訪問して大学教員からの指導助言や大学施設における実験などの研究支援を受けることができます。このような連携の結果、崇城大学では、令和5年度から、研究支援を受けた生徒を対象として、その研究内容等で可否を評価する新たな入試制度が導入されました。

また、普通科や専門学科で学ぶ生徒についても、熊本サイエンスコンソーシアムで構築した高

大連携の仕組みを活用した取組も行っています。

例えば、人吉高校では、熊本県立大学と連携して、地域コミュニティの活性化をはじめとする地域課題解決のための探求活動に取り組んでいます。また、南稜高校の総合農業科環境コースでは、東京大学や熊本県立大学と連携し、森林の保水力に関する調査を行っています。

さらに、今年度から、全ての県立高校を対象とした半導体人材育成事業に取り組んでいます。半導体教育に力を入れている大学等や企業の見学98件、大学、企業等から講師を招いての出前授業17件を実施予定でございます。

次に、大学と連携した探求活動に係る情報発信についてお答えします。

県教育委員会では、ホームページやパンフレットの作成、SNSでの発信に加えて、令和4年度から、県立高校学びの祭典を開催しています。県立高校全50校でそれぞれ探求活動に取り組む生徒が一堂に会し、ポスター発表やプレゼンテーション、展示など、様々な方法で研究成果を発表しています。

また、熊本サイエンスコンソーシアムと連携している県内3大学も本祭典に参加され、指導助言等の御協力をいただいています。

昨年度は、小中学生や保護者、地域の方々など約1,800人の来場者に対して、広く県立高校の魅力をPRすることができました。今年度は、さらに規模を拡大し、12月23日に、グランメッセ熊本で開催する予定です。

今後も、大学と連携した探求活動を進めるとともに、より一層の学びの充実を図り、魅力ある県立高校づくりに努めてまいります。

〔立山大二郎君登壇〕

○立山大二郎君 私自身が私立高校の出身で、また、東京の私立大学に行っているということで、

なかなかこういうのを聞いていいのかなという気もするんですけども、今回は、県立高校と大学との連携について伺いましたが、もちろん設置者の意向にもよりますけれども、私立高校においても大学との連携、こういったものが進みますと、県内の教育環境はさらに充実するものと考えます。

また、高校での学びの充実にとどまらず、入試の可否評価にもなっている事例を御紹介いただきましたが、このような取組は、大学の県内進学にも寄与するものだと考えられます。

御答弁で御紹介いただきました大学や企業との連携は、本県内の地域課題解決にも大いに寄与するものです。とりわけ半導体人材育成事業による取組等、また、農業等もそうですけれども、大学、企業、地域、そして子供たちや保護者にとっても関心が高まっているところでございますし、将来的な効果が見込まれる事業と存じます。

御紹介にありました、昨年度から開催されます県立高校学びの祭典も、本年12月23日に、規模を拡大して開催されるとの御答弁でした。実際に高校で学ばれている生徒の皆さんに貴重な学びの機会を提供することになりますし、本県の持続可能な人材育成にとっても重要な機会になるものと存じます。

私ごとで恐縮ですが、大学在学中に学習塾を起業するなど、約20年近く教育の現場に携わった経験がございます。その上で、学習にはインプット、学ぶ、入れることも大事なんですけども、十分なアウトプット、発表することも大事で、こういったことで教育効果は飛躍的に高まることを実感しております。

優れた教育者としても名高い蒲島知事におかれましても、その効果は十分に御理解いただけるものと存じますけれども、ぜひ、教育委員会はもと

より、本県一丸となって、子供たちのより高度な学びの機会を御提供いただきますようお願いいたします。

また、学びの祭典につきましても、開催に向けて御尽力いただきますとともに、ぜひ多くの方に御覧いただけるよう、告知等にも、ぜひマスコミの方々とも御協力いただいて、御対応いただきますようお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

本県では、TSMCの進出、JASMの本格稼働に向けて、全庁的な取組が推進され、当該地域への社会資本整備は喫緊の課題であり、限られたリソースの選択と集中は論をまたないところで、その上で、広範な視野に立って、将来的な課題を見据えたところで、産業の持続性を高めるために、県北地域と周辺都市圏における道路整備の考え方について伺います。

県北地域の菊池川流域圏は、古来米づくりを中心とした開発が進められ、物流の大軸としても栄えた地域で、平成29年に日本遺産に認定、本年7月に認定継続されました。

また、現代におきましても、福岡商圏、鳥栖インターチェンジ周辺の物流拠点を視野に入れた産業活動や交流が盛んであり、東京や大阪はもとより、福岡など大都市圏への農産物の出荷等は、地域経済を大きく支えているものです。

これまでも、6月定例会では坂梨先生が、本定例会でも山口先生の代表質問において、2024年問題、長距離輸送のトラック運転手などの残業時間の上限規制やそれに付随する諸問題について取り上げておられますが、この問題に対する処方箋の一つとして、県北の、また、山鹿地域における2点の道路整備について伺います。

山鹿市においては、国道3号植木バイパスの早期実現が強く求められております。こちらは、九

州縦貫自動車道植木インターチェンジ付近を起点とし、熊本市北区四方寄町に至る道路で、その一部は、国道3号熊本北バイパス及び熊本西環状道路と一体となって熊本環状道路を形成し、また、熊本都市圏と県北部地域との相互交流及び連携に寄与する道路として熊本都市圏の放射道路網の一部となるなど、熊本市の交通混雑の緩和及び交通安全性の向上等を目的とした事業となっています。

中九州横断道路の整備と九州縦貫自動車道、熊本西環状道路などとの接続も、これから進められていきますが、現状でも非常に渋滞の激しい熊本インターチェンジ、北熊本スマートインターチェンジ、植木インターチェンジと並行し、また、接続する国道3号の熊本市北区四方寄町交差点から植木インターチェンジ間のさらなる交通量増加も予測される中で、渋滞緩和策としての植木バイパスの重要性は、いよいよ高まっているものと存じます。

また、国道325号の4車線化事業は、山鹿市鹿本町の来民交差点から延伸するものですが、こちらも、山鹿市から菊池市、そして阿蘇くまもと空港方面へのアクセス道路として重要でありながら、渋滞が発生しやすく、経済的損失にもなっていることから、以前より改善が求められているものです。

熊本地震の際にも各地で交通事情が悪化しましたが、シリコンアイランド九州の復活に向けて中核となる地域へのアクセスを複数持つことは、リスクヘッジの観点からも必要であろうかと考えます。また、将来的にも工業用地や宅地の需要がさらに求められる際に選択肢や可能性を拡張するためにも、国道325号の整備は必要不可欠であろうかと存じます。

有明海沿岸連絡道路の事業化にも進展がありま

すので、福岡県や佐賀県などの北部九州との玄関口であり、熊本都市圏との間に挟まれた菊池川流域圏の将来性を鑑みて、1点目に、植木バイパス実現に向けて、本県として国に対してどのように働きかけていくのか、2点目として、山鹿市鹿本町の来民から計画されている国道325号の4車線化の実現に対して、本県としてどのように取り組まれていくのかを土木部長に伺います。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 山鹿市におきましては、熊本都市圏と福岡方面を結ぶ国道3号に、菊池市や阿蘇くまもと空港方面へとつながる国道325号が接続しており、この地域の主要な幹線道路として、物流や観光などの経済活動を支えています。

国道3号につきましては、熊本市植木町区間で恒常的に交通渋滞が発生しているため、国において、植木バイパスの整備が進められております。

この植木バイパスは、山鹿市と熊本都市圏との定時性確保に大きく寄与するものと認識しております。

バイパスの計画区間は、九州縦貫自動車道植木インターチェンジ付近から国道3号熊本北バイパスとの接続部までの延長9.3キロメートルです。これまでに国道208号から南側の5.6キロメートル区間が事業化され、残る北側の3.7キロメートルが未着手となっております。

この事業化区間のうち3.2キロメートルが供用されております。熊本西環状道路とつながる0.9キロメートル部分につきましては、本年2月に開通したことにより、国道3号や周辺道路の交通混雑が緩和するなど、一定の効果を発揮しております。

県といたしましては、これまでも、様々な機会を通じて国へ整備推進を要望しており、今後と

も、未着手区間を含めまして、植木バイパスのなお一層の整備推進をしっかりと国に働きかけてまいります。

また、国道325号につきましては、山鹿市から大津町までの区間におきまして、渋滞解消や物流の効率化に向けて4車線化を進めており、現在、山鹿市と菊池市内の2か所において、整備に取り組んでおります。

山鹿市内におきましては、これまでに、菊池市側から鹿本町来民までの1.9キロメートルの区間の整備が完了しており、さらに、山鹿市中心部に向けまして、延長3.1キロメートルのバイパス整備に取り組んでおります。

整備に当たりましては、朝夕を中心に渋滞が発生している来民交差点を優先して取組を進めております。現在交通管理者などの関係機関と協議を進めておりまして、今年度中には用地取得に着手する予定でございます。

また、この交差点の整備と併せまして、残る区間についても、今年度中に詳細設計に着手いたします。

今後とも、地元山鹿市と連携しながら、バイパス全線の早期整備に向けまして、しっかりと取り組んでまいります。

〔立山大二郎君登壇〕

**○立山大二郎君** これまで洲上議長もいろいろとお尋ねがされている中で、私としても、やっぱり山鹿、地元としてお話をさせていただきました。

国道3号植木バイパスについて、なお一層の整備推進を国に働きかけていただく旨、また、国道325号につきましては、今年度中の用地取得の着手、残る区間の詳細設計着手など、早期整備に向けた取組などについて御答弁いただきました。

今から30年ほど前、私が高校生のときに、1年間だけ山鹿から熊本市内にバス通学をしていたこ

とがあるんですけども、熊本市内まで約1時間で昔は到着していたものの、現状では、朝の通勤通学ラッシュの時間帯には1時間半、降雨時など混雑する際は2時間近くかかる場合もあります。植木バイパスの整備推進には、山鹿の市民や各種団体も大いに期待しているところでございます。

また、鹿本町来民のバイパス整備におきましては、阿蘇くまもと空港方面からのアクセス改善により、観光面でも非常に助かります。

台湾の方々をはじめ、日本の温泉に関心を寄せていらっしゃる海外の方が多く聞き及んでおりますが、菊池市内のアクセスも改善するとすると菊池温泉、そして、山鹿市内だけでも山鹿、平山、菊鹿、熊入など温泉地がございますし、また、三加和温泉、玉名温泉などの温泉地にも御来訪いただけるようになれば、菊池川流域圏の観光活性化にも資するところが大きいものと存じます。

一方で、バイパス開通後には、現状の325号沿いや来民商店街周辺への経済的な影響も考えられますし、また、鹿本小学校の通学路についても影響してくるところがございますので、そのような方面にも御配慮をいただきつつ、地元の御意見、御要望にも耳を傾けていただき、渋滞解消や緩和、各都市圏への定時性確保に向けて、引き続き御尽力賜りますようお願い申し上げます。

では、次の質問に移ります。

開かれた県政の情報発信についてということですね。

本県におきましては、県ホームページをはじめ、県内向けの広報紙「県からのたより」、また、各種SNSなど、様々なチャンネルを活用されて情報発信に努められています。

TSMCの進出を契機とする台湾との経済的交流が拡大し、今後の海外企業の進出や交流促進、

インバウンド需要などもターゲットに入れている本県としては、海外への情報発信、とりわけ県ホームページにおける外国人対応のサイト構築を強く意識する必要があります。

また、県内にお住まいの技能実習生など海外出身の方々が、発災時のみならず各種の行政情報入手する必要に迫られて、県ホームページを御覧になることも今後より考慮に入れなければならないと存じます。

幸いにも、県ホームページにおいては、多言語対応が実装されており、トップページに「Foreign Language」と記載してあるリンクから、英語、中国語の簡体字、繁体字、韓国語、フランス語、ベトナム語への翻訳が可能となっています。

この点が充実していることは大変すばらしいのですが、一方で、画像によるバナーなどで日本語が画像として埋め込まれて、これらの文字は、サイトの機能では翻訳し切れないという問題があります。

とりわけ災害発災時などの緊急事態におきましては、トップページのスライドショー、こちらは画像によるホームページの情報リンクが複数枚切り替わるもので、ここで大きく情報発信する機会が多いものと存じます。

例えば、新型コロナウイルス感染症の特集ページ、こちらもこのスライドショーからリンクされていますが、その画像のところ、「COVID-19」の記載はあるものの、ほぼ日本語での紹介となっているため、こちらも翻訳機能が通用せず、海外出身等の方にとっては障壁となっている状況です。

今後見込まれる外国人労働者の増加や海外との経済交流の増進を控えて、早期に解決すべき課題と考えます。

そこで、1点目に、県ホームページの外国語対

応に関して、バナーなどの画像に埋め込まれた情報の取扱いを今後どのようにされていくのかを伺います。

また、県の各部局等では、様々なSNSを活用され、事業の情報発信に努めておられます。災害発災時なども、その活用がさらに飛躍していくものと存じますが、県のホームページの目立つところから代表的なSNSアカウントへの導線が明示されているほうがより効果的と考えます。

そこで、2点目に、本県ホームページ上から県広報SNSの活用アカウントへの導線をよりよくできないかという点について伺います。

さらに、発達障害を持つ方や高齢の方などには、言葉は理解できるが、文字を読めない、読みにくいといった特性を持つ方、つまり、ディスレクシア、読字障害の方、また、視力が弱い方などへの対応も問題になります。

令和元年5月9日の産経新聞の記事では「ディスレクシアは読字障害とも呼ばれ、文字がゆがむ▽文字が反転して見える▽文字と発音が一致しないなどさまざまな症状がある。現在のところ、医学的な治療法は確立されておらず、個人に合わせた学習支援が効果的とされる。」とのことです。

文字が読めない、または読みにくい原因は、個人差がありますが、大きな要因として挙げられるのが印刷物やインターネット上で使用される書体、フォントによるものです。

例えば、明朝体、よく使われるフォントですが、こちらには太い部分や細い部分、セリフと呼ばれる三角形の装飾などが混在しており、デザインの影響で文字の形を把握しにくいという方が一定数以上おられるのが現状です。

このような問題に対しての解決策として、読字障害や視力の弱い方にも読みやすいとされている

書体、ユニバーサルデザインフォント、通称UDフォントがあります。

県内では、大津町がホームページや広報誌等でUDフォントを採用され、文字がはっきりと読みやすくなったと大変好評とのこと。

こちらで皆さんに資料でお渡しできればよかったんですが、フォントにもやっぱり著作権がありまして、なかなか簡単に許諾というのが出せませんので、もしよろしければ、いろいろと調べていただければありがたいと思います。

その上で、3点目に、本県のホームページにおいても、UDフォントの採用による可読性、視認性の向上に向けた取組について、以上3点について、知事公室長に御答弁願います。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

**○知事公室長(内田清之君)** まず、県ホームページ上において画像に表示される文字情報の今後の取扱いについてお答え申し上げます。

これまで、県では、スマートフォンやタブレットなどの閲覧環境に応じまして表示を最適化するなど、ホームページの全体的なデザインの見直しを行ってまいりました。

その中で、国際スポーツイベントなど、特に県民の皆様に周知したい情報をトップページに画像として配置することとし、詳しい情報への誘導を図っているところでございます。

しかしながら、この画像に表示される文字情報は、ほとんどが日本語のみとなっております。議員御指摘のとおり、外国人の方への配慮、特に災害時等における情報の見つけやすさは大変重要だと認識しており、昨今の外国人居住者等の増加を踏まえ、今後は、英語をはじめとした外国語併記を行ってまいります。

次に、県ホームページからSNSへの誘導についてお答え申し上げます。

県では、SNSの重要性を認識し、様々な事業で、LINEやインスタグラムなど、SNSを活用した情報発信に取り組んでおります。

一方で、数多くのSNSが存在することから、ホームページ上でなかなか見つけにくいといった課題がございます。そこで、今後、これらを県政の分野別に整理をしまして、トップページにリンク画像を配置するなど、容易にアクセスできるよう、ホームページの構成を見直してまいります。

最後に、県ホームページにおけるユニバーサルデザインフォントの導入についてお答え申し上げます。

UDフォントは、文字の形が分かりやすく、読み間違えにくいとされています。県では、広報紙「県からのたより」において、既にUDフォントを採用しておりますが、今後、県ホームページにおいても、早期の導入に向け取り組んでまいります。

引き続き、情報へのアクセスのしやすさ、読みやすさなどについて不断に見直しを行いながら、県政の最新情報をしっかりとお届けできるよう取り組んでまいります。

〔立山大二朗君登壇〕

**○立山大二朗君** 蒲島知事のおっしゃる、誰一人取り残さないくまもとづくり、こちらを実現するための一つとして、県政の情報発信について質問しました。

御答弁でも言及していただきましたように、外国人や障害のある方々への配慮は、ますます重要性を帯びてくるものと存じます。

デジタル庁におきましても、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を実現するために——片仮名ばかりで恐縮です。ウェブアクセシビリティの向上、つまり、高齢者や障害のある方など、心身の機能に関する制約や利用環境等に

関係なく、全ての人がウェブで提供される情報を利用できるようにするよう、ガイドブックを公開されるなどの施策に取り組んでおられます。

本県におきましても、既に、情報発信について、県ホームページ上での外国語対応やSNSの活用、広報紙でのUDフォント採用など、様々な改善をされています。その上で、より効果的な情報発信としての課題解決について質問させていただきました。

県ホームページにおいても、画像への外国語併記の御検討、また、SNS活用に向けたホームページ構成の見直し、さらには、UDフォントの早期導入に向けて取り組むとの御答弁いただきました。これらの取組は、当該の課題解決のみならず、本県のブランド力向上にも資するものと存じます。ぜひ御対応を早期に実現していただきますようお願い申し上げます。

では、最後に、要望を1つさせていただきます。

県産品の統一ブランド展開についてということです。

本年8月24日、中国は、日本が原産地の水産物の輸入を全面停止しました。

本県における対中国の水産物輸出は、令和4年度で、ブリ、マダイ、シマアジ、カンパチをはじめとする養殖魚を中心とした輸出が計2億4,478万5,000円など、対前年度比179%と、その数字を伸ばしていたところ、このような事態となっております。

野菜や乳製品、茶葉や果実も事実上輸入停止の状態であり、県内の農林水産物の消費拡大に向けて、県庁、企業、あるいは学校給食などでの御協力が求められるところです。

一方で、新型コロナ禍を乗り越えた現在、本県でも、インバウンド需要は順調に回復基調にあ

り、海外からの来訪者に県産品をしっかりとアピールし、消費と販路の拡大につなげていくことも求められています。

本県では、8月、蒲島知事の定例記者会見におきまして、くまもと地産地消応援フェアを開催される件について発表され、これまでも、台湾でのトップセールスや海外小売店での熊本フェアなどの実施により、特に牛肉やイチゴなどは大幅な伸びを見せており、県産品の販路拡大が実現しています。この流れをさらに飛躍させるためにも、あらゆる県産品のブランディングに取り組むことが重要かと存じます。

本県では、かつて、くまもとブランドのロゴとキャッチフレーズを作成されています。こちらは、民間事業者にも利用しやすく、大変よい試みだったと存じますが、やはりまだ海外で熊本の名前が十分に周知されているとは言い難く、日本に一定以上の関心や知識を持つ海外の方でも、細かな産地まで認識してもらうことは甚だ困難です。

さて、本県には、くまモンという圧倒的なブランド力のある営業部長兼しあわせ部長が存在します。昨年夏に、私、自民党青年局でベトナムとの交流事業に参加させていただきました。現地の政府関係者や民間の方々と交流する中で、熊本の名前はまだまだあまり御存じないという方でも、くまモンは本当によく知っている、くまモンのファンだという方々にたくさんお目にかかり、会話も大変盛り上がり、そうか、熊本がくまモンのふるさとなんだということで、話が非常に盛り上がったところです。

キャラクターには、個別の商品の説明や背景を飛び越えて訴求する力があります。例えば、伝統工芸品である山鹿灯籠を海外の方に向けて販売する場合、どこの産物か、どういった目的の品物か理解できなくても、くまモンのロゴがケースに貼

付してある、また、例えば、くまモンが灯籠をかぶっている写真が横にある、それだけで、これは日本の熊本のものだというふうに、ファンの方かには一気に理解の距離を詰める可能性が出てきます。

これまでに、くまモンのデザインを活用したパッケージによる販促展開などは、各事業者や各種団体等で行われていますが、それぞれの事業者単位ではなく、県として包括したブランディングに取り組んでいただくためにも、利活用しやすい県産品の統一ブランド構築がなされるべきものと考えます。

農林水産物に限らず、県内の産品、例えば、お菓子やお酒、伝統工芸品、あるいは工業製品などにも、これはメイド・イン・熊本であると明示されていることで、海外の方々にも熊本の知名度向上や品質の認知度向上に寄与するものとなればと存じます。

加えて、県内におきましても、あらゆる商品等において県産品と一目で分かるようになれば、地産地消の観点から、手に取っていただきやすくなるものと存じます。

事業者が利用しやすく高い効果の見込めるくまモンのロゴマーク使用による県産品のブランディングの可能性を、今後の課題として御検討いただきたく要望させていただきます。

以上で質問と要望が終わりました、私の持ち時間、残り少なくなってまいりましたが、蒲島知事の4期目の任期満了も来年4月15日までと、残りが少なくなってきております。

知事のお考えについて、私から余計なことを申し上げるつもりはございません。この4期の間には、熊本地震や令和2年7月豪雨災害、新型コロナ禍など、本県において、次から次に困難な状況が続く中で、まさしく著書のタイトルの一つ「逆

境の中にこそ夢がある」を実践し、リーダーシップを発揮されています。熊本が生んだ幕末の思想家、横井小楠は「道は用に就くも是ならず」という句、つまり事の成功、失敗を凶る利害心ではなく、普遍かつ公共性のある道理を重視すべきだということを念頭に置いて思想を組み立てました。

蒲島知事も、皿を割ることを恐れるなど、失敗を恐れず、チャレンジすることを説かれて、執行部の皆さんとともに、復旧、復興からブランディングや企業の誘致、創造的復興と県民幸福量の最大化に取り組まれていることに、山鹿市民としても誇らしく思うと同時に、一県民としても心から感謝申し上げるところです。

私も、知事のお言葉に倣いまして、県議会にチャレンジし、失敗を恐れずに一般質問に臨みました。なかなか意を尽くさないところもあり、お聞き苦しい点もあったかと存じますが、県政発展の一助となれば幸いです。

今回は、これにて一般質問と要望を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（**淵上陽一君**） 昼食のため、午後1時15分まで休憩いたします。

午後0時11分休憩

午後1時13分開議

○副議長（**内野幸喜君**） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹崎和虎君。

〔竹崎和虎君登壇〕（拍手）

○竹崎和虎君 皆さん、こんにちは。自由民主党・熊本市第二選挙区選出・竹崎和虎でございます。本年4月の県議会議員選挙において、三たびこの議会に議席をお与えいただきました。そして、3期目初の質問となります。質問の機会をい

ただきました、御協力いただいた議員の先生方、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、スポーツの秋となつてまいりました。国内外で執り行われるスポーツに、地域や県民の方々も、勇気や元気、活力をいただいておりますのではないのでしょうか。私も、あれで非常に活力、元気ももらいました。あれとは、9月14日に、プロ野球セ・リーグにおいて、阪神タイガースが18年ぶりの優勝を果たしたわけでございます。

私は、昭和49年、とら年生まれでありまして、これで、1985年、2003年、2005年に続く4回目の優勝ということで、非常に元気をもらっているところでございます。今日も、喉の調子がよくなるように、パインあめをなめてこの場に参りました。

そして、その阪神タイガースには、熊本県出身の岩貞祐太投手、大竹耕太郎投手、そして島田海吏選手が所属をされております。その中でも、優勝の原動力となったのが大竹耕太郎投手でございまして、同志の南部議員の高校の野球部の後輩になると聞いております。その南部議員は阪神ファンではありません。残念です。そしてまた、今議会一般質問のトップバッターで、吉田議員が、我らのタイガースという発言をされましたけれども、吉田議員も阪神ファンではありません。

そういったことはともあれ、その大竹投手、この活躍により、セ・リーグのMVPを得るかもしれません。そうなった場合には、個人的には、ぜひ県民栄誉賞をお与えいただければいいなと思っておりますので、御検討を、蒲島知事、よろしくお願いいたします。

それでは、私も、地域やまた県民の皆さんに勇気や元気を与えられるような質問を行ってまいりたいと思いますので、蒲島知事をはじめ執行部の皆様方にも、活力のある答弁をいただければと思

いますので、よろしくお願いいたします。

新大空港構想における物流行政について質問をいたします。

政府が進める働き方改革関連法の施行により、労働条件、労働環境が改善されることは、労働者にとっては喜ばしいことである一方、運送、物流の業態においては、2024年4月1日から時間外労働の上限規制が設けられることで、トラックドライバーが不足するといった深刻な問題もあり、物流業界では、2024年問題への対応が急務となっております。

この問題は、本県の基幹産業である農林水産業や地域産業、経済にとっても、大きな影響を与えるものであると考えます。

物流は、労働集約型産業であり、ドライバーの労働時間が減少すれば、トラックドライバー不足も重なって、運びたい荷物が運べない問題が発生することになります。そのため、物流システムの抜本的な改革が必要であり、陸送以外の各輸送方法への見直しが必要不可欠な状況となっております。

大量輸送が可能な船舶輸送や定時輸送が可能な貨物鉄道輸送がありますが、航空輸送という大変魅力的な輸送手段もございます。

航空輸送は、商品を運ぶスピードが圧倒的に速く、商品寿命が短い農産物や畜産物、鮮魚などの輸送に優れており、従来までになかった新たな販路の拡大につなげることも期待できます。

また、空輸は、商品の品質確保という安全面で大きな優位性があり、船舶や鉄道と比べると、輸送中の揺れが少なく、貨物破損が少ないことや、空港セキュリティーを高めることで、貨物盗難や異物混入の心配がなく、電子部品や精密機器の輸送にも優れています。

阿蘇くまもと空港において、本年9月1日に、

熊本と台北を結ぶ国際定期路線が就航し、運航するスターラックス航空では、10月29日から、現在の週5往復を週7往復のデーリー運航に増便することを発表し、本県の発展の歴史がまた一步刻まれることになりました。

また、9月18日からは、熊本—台北間をチャイナエアラインが定期便として就航されました。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を経て再開したティーウェイ航空の韓国・ソウル線が本年1月に運航を再開していますし、同様に運休が続いていた熊本—香港線についても、香港エアラインとの間で、本年12月から週3便で運航することに合意をしたと、蒲島知事より議会開会日の本会議で表明がありました。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響で、現在運休となっているエアソウルの韓国・ソウル線やチャイナエアラインの台湾・高雄線も順次運航の再開が期待されるとともに、今後も新しい国際定期路線が就航されるものと、私は大きな期待を持って見守っているところであります。

現在、国内線においては、旅客便の貨物室を利用したベリー輸送を活用していますが、国内線のみならず、国際線の旅客定期便のベリー貨物を利用すれば、国内においては、東京や大阪等の大消費地への空輸が可能になっておりますが、国際的な視野に立ちますと、TSMC社の本県進出を機に、台湾との積極交流が進んでいることから、台湾はもちろんのこと、将来的には、上海や香港等、東アジアの大消費地にも定期的に空輸できるようになることが十分に期待できます。

蒲島知事は、県と日本経済新聞との経済セミナーにおいて、TSMC進出は100年に1度のチャンス、熊本も新生シリコンアイランドを形成し、日本の経済安全保障を支えたいと意気込みを語っておられますが、精密機器や自動車部品、半導体

関連品をはじめとする様々な県内事業所の製造品を航空輸送すること、また、これまで多くの議員が質問で取り上げてきましたが、県内それぞれの地域の特産品の販路拡大と輸出拡大は必要不可欠で、台湾、中国、韓国などの旺盛な消費意欲を持つアジア諸国へ県産農林水産物を届けることは、本県の基幹産業である農林水産業をなりわいとする方々の所得向上や担い手の確保につながり、空港の可能性を大きく広げ、県政の発展へと必ずつながるものと確信をいたしております。

実際、全国におけるここ数年の農林水産物の航空輸送額は顕著に増加しており、特に、輸送にスピードが要求される農林水産物をアジア諸国に届けるための航空便が多く利用されております。

本県においても、2022年度の県産農林水産物の輸出額が前年度比10%増の105億4,000万円と過去最高を更新し、県の掲げる目標を超えて増加しております。

県が策定した大空港構想Next Stageでは、県経済を力強く牽引すべく、物流の拠点として、阿蘇くまもと空港を最大限活用するとうたっています。

また、本年8月31日に開催された新大空港構想有識者会議における阿蘇くまもと空港の機能強化と産業集積に伴うまちづくりに関する提言では「空港運用時間の延長」と「国際航空貨物の実現に向けた体制の構築」が記されています。

他県の地方空港でも、続々と農林水産物の販路拡大、輸出拡大に取り組んでいると聞き及びます。

将来的には、阿蘇くまもと空港における航空貨物便の就航に向けて、阿蘇くまもと空港でもベリー貨物輸送システムを活用した農林水産物の輸出に取り組んでいくべきだと考えます。

今後の需要拡大が見込める航空貨物の分野にあ

って、新大空港構想における物流行政を今後どのように進めていかれるか、蒲島知事にお尋ねします。

〔知事蒲島郁夫君登壇〕

○知事(蒲島郁夫君) 私は、知事就任以来、阿蘇くまもと空港とその周辺地域を一体のものとして捉え、空港周辺地域の活性化とさらなる発展を目指す大空港構想を提唱してきました。

平成28年に大空港構想Next Stageを策定し、約7年が経過しました。その間に、コンセッション方式での空港運営や総合防災航空センターの整備など、この構想に沿った取組を推進してまいりました。

この構想の核となる阿蘇くまもと空港は、本年3月、新旅客ターミナルビルが開業し、機能性や拠点性が飛躍的に向上いたしました。

そして、国際線も、1月のソウル線再開を契機に、9月からは台北線のスターラックス航空とチャイナエアラインのダブル就航、さらに12月には香港線の再開と、就航ラッシュが続いています。

特に、今回の台北と香港の直行便は、国際貨物輸送を取り扱う航空会社であり、貨物輸送のチャンスが大きく広がっています。

このビッグチャンスは大空港構想にしっかりと取り込むことも含めて、空港と周辺地域に期待される将来像を描くため、日本が誇る有識者からの提言を踏まえ、新しい構想の策定を進めています。国際貨物輸送の実現は、重点的に取り組むべき優先課題として位置づける予定です。

県では、これまで、国際貨物輸送の実現に向けて、積極的に関係者と協議を進めてまいりました。

その結果、国際貨物を取り扱う航空会社の誘致に成功し、空港における通関システムの導入が完了するなど、ソフト面での準備は整いつつありま

す。

今後、九州の中で、阿蘇くまもと空港を国際航空貨物の中核拠点するためには、まずは、貨物倉庫などのインフラ整備が必要です。そのため、空港を管理運営する熊本国際空港株式会社としっかりと協議しながら、早期整備に向けた検討を加速してまいります。

阿蘇くまもと空港における国際貨物輸送の実現は、半導体や農林水産物の輸出量の拡大にもつながり、県経済の発展に大きく寄与するものと確信しています。

その一日も早い実現に向けて、県として、主体的に、かつスピード感を持って、航空会社や熊本国際空港株式会社との連携の下、全力で取り組んでまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 蒲島知事より御答弁いただきました。

国際貨物輸送の実現は、重点的に取り組む優先課題として位置づける予定ということでありました。

航空輸送、国際貨物輸送が動き出せば、県経済も大きく動き出してまいります。そして、空港アクセス鉄道、今は人の輸送を念頭に計画されていると思いますが、荷物の積卸しや、また、路線の傾斜、勾配などの課題はあるかもしれませんけれども、私は、もし貨物輸送もできたら、空港アクセス鉄道の存在意義というものも高まるのではないかと考えております。

東南アジア地域を中心に、日本の安全で安心して食べることのできる生鮮食品、とりわけ熊本のおいしい食材に対して大きなニーズがあると、現地の商社の関係の方から聞いたこともあります。

一日も早い実現のためにも、航空会社や空港運営管理会社ともしっかりと連携し、取り組んでいた

だきたいと思います。

そのためにも、様々な準備が必要になってくると思いますので、次に、その取組について質問をさせていただきます。

先ほど蒲島知事の答弁にもありましたが、阿蘇くまもと空港における貨物定期便の就航は、物流の拠点としての阿蘇くまもと空港の可能性を大きく広げ、県経済を力強く牽引し、県政の発展へ必ずつながるものと確信をしております。

そのためにも、新大空港構想有識者会議における阿蘇くまもと空港の機能強化と産業集積に伴うまちづくりに関する提言にあるように、国際航空貨物の実現に向けた体制の構築と空港運用時間の延長こそが、阿蘇くまもと空港を最大限に活用する方策であります。

本県において、2022年度の県産農林水産物の輸出額が過去最高を更新しています。多くの国や地域での経済活動の回復を背景に、特に東アジア地域を中心に、牛肉やイチゴ、メロン等の農畜産物、また、マダイ、シマアジ、カンパチ等の水産物の輸出が好調でした。

その中で、例えばイチゴですが、福岡空港から香港への定期便を利用して午前中に輸出し、その日の夕刻には現地の販売店の店頭に並ぶという、輸送時間が短く、かつ鮮度が保たれたまま販売できるという空輸の強みが生かされた結果、輸出量がどんどん伸びている状況です。しかし、現状では、わざわざ熊本から福岡空港へ陸送して、それから空輸を行っているということでもあります。

さらに、私の地元である河内のイチゴは、わざわざ熊本から関西の市場を通して、関西国際空港から輸出を行っております。

また、水産物においても同様で、わざわざ天草から福岡空港や成田空港まで一旦運んで、上海や香港などの東アジア地域に輸出をしていると聞い

ています。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

阿蘇くまもと空港における国際航空貨物の実現に向けた取組として、農業団体や漁業団体をはじめとする各種企業や団体との連携体制の構築、また、航空会社や輸送事業者との連携など、輸出を行うための必要なソフト面での対応や保税倉庫の確保など、ハード整備が必要となってくると思われます。

阿蘇くまもと空港の運用時間については、御覧のとおり、現在、7時30分から午後9時半までの14時間となっており、九州にある拠点空港に佐賀空港を含めた9か所の空港の中で、一番短い運用時間となっております。騒音対策で利用時間も原則午後9時半までと、いわゆる空港の門限も九州で一番早い時間となっております。

空港の運用時間を延長させるためには、原則として、1つ目に、航空会社のニーズがあること、2つ目に、空港周辺地域の理解が得られているということ、3つ目に、関係機関との調整が完了していること、4つ目に、航空会社が延長を要望する場合は、空港管理者との調整が完了していることが要件となると聞いています。

私は、その中でも、空港周辺地域の環境に対する配慮に取り組み、空港の後背地である熊本市、菊陽町、益城町、大津町、西原村との理解醸成が一番大事なことだと考えます。

現在でも、国際貨物を取り扱っている福岡、北九州、長崎、鹿児島、那覇空港をはじめ九州各県の空港においても、続々と農林水産物の販路拡大や輸出拡大に取り組んでいる中、生産者と卸売業者等の依頼主に選ばれる阿蘇くまもと空港を目指さなければなりません。そのためにも、空港の運用時間延長は急務であるとは私は考えます。

そこで、国際航空貨物の実現に向けた体制への

構築と阿蘇くまもと空港の運用時間の延長に向けて、これまでどのような取組を行い、今後どのように進めていくかを企画振興部長にお尋ねします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

**○企画振興部長(富永隼行君)** まず、農林水産物の航空輸送拡大についてお答えします。

全国有数の農業県である本県のおいしい農林水産物を海外へ輸出することは、大変重要であると考えております。

議員御指摘のとおり、これまで、県内企業や農業関係者の方々は、熊本港や八代港、他の空港などを利用して輸出入を行っております。

国際航空貨物の輸送の実現は、本県における長年の課題であり、これまでも、空港の運営主体である熊本国際空港株式会社や航空会社、税関などの関係機関と検討や協議を進めてまいりました。

その結果、国際貨物を取り扱う航空会社の誘致、空港における通関システムの導入など、準備は整いつつあります。

そこで、県では、阿蘇くまもと空港を利用して、国際航空貨物の輸送を実現する際の様々な課題を把握し、恒常的な輸送の実現につなげるため、実証事業を行います。現在は、他空港を利用して輸出入している企業等へ実証事業への参加を呼びかけることとしています。

今回の国際線誘致は、旅客の需要に加え、国際貨物の可能性も視野に入れたものであり、本県の農畜産物の上位輸出先である台湾、香港との定期便の就航は、本県の農林水産物の輸出拡大につながるものと考えています。

次に、空港の運用時間の延長についてお答えします。

空港の運用時間を延長するためには、議員御指摘のとおり、航空会社のニーズと空港周辺地域と

の調整が必要となります。

その中でも、空港周辺地域との調整が特に重要と考えており、昨年度より、空港周辺の市町村長や区長の皆様方を積極的に訪問し、信頼関係の構築に努めています。

今後も、課題を一つ一つ確実に解決し、阿蘇くまもと空港の拠点性向上に資する国際貨物輸送の拡大と空港の運用時間の延長の早期実現を目指してまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

**○竹崎和虎君** 企画振興部長に御答弁いただきました。

恒常的な輸送の実現につなげるため、実証事業を行うと。現在は、他空港を利用して輸出入している企業等へ実証事業への参加を呼びかけることとしているということでした。

私がお付き合いのある水産関係の方が、荷物は集まるし、現地のニーズもあるとおっしゃっており、ぜひお試し便があれば参加したいとおっしゃっておられました。ぜひ多くの企業等に働きかけをお願いしたいと思います。

また、空港の運用時間についてですが、航空会社のニーズについては、逆に運用時間が延長すれば、そのニーズは高まってくるものだと私は思っております。また、周辺地域の理解については、騒音がやはり一番の問題だと思います。

昭和57年度から空港周辺地域の騒音調査が始まっており、平成25年度からは、より厳しい基準で調査が行われておると聞いております。現在まで評価基準を上回る騒音を確認したことは一度もないと聞いております。

昭和48年の熊本空港の旅行業営業開始時には、運用時間13時間で開始されています。その27年後の平成12年に1時間延長され、現在の14時間となっています。その平成12年から23年がたってお

り、技術の進化によって、飛行機のエンジン音も静かになっていると思います。

さらには、家やマンションの壁やサッシの防音効果、これも相当進化していると思います。市町村と連携をしていただきながらですけれども、防音対策として、周辺地域の方が、そういうサッシとかを購入されるようになったら何か補助とかできないものなのかなと考えておりますので、御検討いただければと思いますし、また、ほかの空港では、防音堤や防音林を整備しているところもあると聞いておりますので、周辺地域の理解醸成に向けて、いろんな角度から騒音対策に取り組んでいただきたいと思います。

それと、もう1つ、この航空輸送、国際貨物輸送について、執行部の方々と議論をしていくと、これは交通政策課ですもんねとか、あの件は販路拡大ビジネス課ですもんね、これは水産振興課ですもんねとか、これは流通アグリビジネス課ですもんねと、多くの部局にまたがっております。

知事、ぜひこのワンストップの窓口である物流対策課を新設していけばいかかと思っておりますので、御提案を申し上げさせていただきます。ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

T SMCに関連した水質調査について質問をいたします。

今年は、蒲島県政4期目の集大成の年となり、県においては、熊本地震、令和2年7月豪雨からの創造的復興を進める一方、県の50年後、100年後の発展につなげるための一つとして、半導体関連産業の集積に取り組んでおられます。

雇用や移住、道路整備や住宅建設等の課題はありますが、半導体製造世界最大手のT SMC社の熊本進出は、100年に1度のビッグチャンスであり、県内への経済波及効果は、九州フィナンシャ

ルグループの試算によると、T SMC以外にも半導体関連の大型投資が続いており、2022年から10年間で6兆8,518億円に上ると発表されています。

関連産業の地元調達率を高め、経済効果を最大化させ、このT SMC進出効果を県内全域に波及させることが、県内経済に生産や投資、消費に至るまで、大きな影響を与えるものと思います。

このように、T SMC進出の期待感が大きくある一方で、県民の皆さんの関心が高いのが、特に水の問題であります。

工場からの排水に対して、どのような有害物質が排水に含まれるおそれがあるのか、流域をはじめ沿岸地域の方々から、私も心配する声を聞きます。特に女性の皆さんから、生活への影響がないかと話題になっているという声を耳にします。

また、確証が持てない複数の事象を重ねて記載し、あたかも原因がT SMCによるものであり、今後、熊本において、環境汚染が進むことを流布するような任意団体が存在し、私の事務所にも広報紙が送られてきました。恐らく議員の皆さんや執行部の皆さんも、そのようなビラやYouTubeを見たり聞いたりしたという方もいらっしゃると思いますが、一方的に県民の皆さんの不安をおおるようなものが散見されます。

そのためにも、心配する県民の皆さんの不安を払拭するために、十分な排水対策が必要であるとの我が党の山口議員の代表質問での設問において、蒲島知事は、規制物質に加え、規制外の化学物質もモニタリングすることにより、新たな工場稼働の前で環境の変化をしっかりと把握し、環境への影響がないか、客観的かつ科学的に確認していくと、力強い御答弁がありました。

今後、排水対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思っておりますし、いろいろなうわさや質問に

対し、県として丁寧な説明をお願いしたいと思います。

その上で、8月末に、環境生活部長をはじめ環境保全部会のメンバーが台湾を訪問し、環境保全調査について、台湾における状況を視察し、TSMC社や行政当局との意見交換を行ったと聞いておりますが、どのような成果があったのか、環境生活部長にお尋ねします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) TSMC進出に関連した環境調査についてお答えいたします。

TSMC進出に伴い、半導体関連企業等の集積が進む中、熊本の発展に対する期待が高まる一方で、地下水や排水など環境問題に対する県民等の不安の声が寄せられています。

そこで、TSMCをはじめ半導体関連企業が多く集積する台湾のサイエンスパークの現状を確認するため、私と県の半導体産業集積強化推進本部の環境保全部会のメンバーである担当課長4名等に加え、環境分野の有識者2名により、8月末に現地調査を行いました。

台湾では、サイエンスパークを管轄するサイエンスパーク管理局及び地元の自治体を訪問し、意見交換を行うとともに、現在実施されている水質、大気のモニタリング調査の状況を確認いたしました。

今回の現地調査の結果につきましては、報告書として取りまとめ、今定例会中の経済環境常任委員会で説明を行い、また、公表する方向で作業を進めております。

本日は、台湾を訪問した際に、私が見たこと、聞いたことにお答えいたします。

まず、台湾においても、環境法令に基づく規制基準である排出基準や環境上望ましい目標値である環境基準などが定められており、半導体関連企

業がその基準を達成すべく取り組まれています。

その結果、規制基準は遵守され、適切に処理されており、水質、大気の問題は特に見られないとのことでした。

次に、台湾において、TSMCが原因で深刻な環境汚染が発生しているといった環境、特に水質の汚染を懸念する声が県民等から寄せられている件について、事実関係を確認いたしました。

その結果、TSMCが立地するサイエンスパーク周辺において、水質、大気等の苦情はない、また、台湾において、TSMCが原因で深刻な環境問題が発生している事実はないとのことでした。

また、TSMCの工場も訪問し、TSMCの環境への取組を確認しましたが、法令の遵守はもちろんのこと、環境への負荷ゼロを目指した様々な取組が行われていました。

JASMは、来年12月の操業開始を目指し準備を進められていますが、県としては、水質汚濁防止法等に基づく監視に加えて、規制外の化学物質等のモニタリングなど、適切に実施することにより、県民の皆さんの安全、安心を確保してまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 環境生活部長より御答弁いただきました。

今議会において、多くの議員がTSMC進出に関連した環境対策を質問しているように、多くの方々から、我々議員も不安の声を聞いているということでもあります。

今後、半導体関連産業の集積に伴い、排水量の増加も見込まれておりますので、排水先を分散するなどの検討もお願いしたいと思います。

そして、台湾において、TSMCの環境への取組を確認し、また、台湾においても、規制基準を遵守し、適正に処理されているということで、水

質、大気の問題は見られない、また、TSMCが原因で深刻な環境問題はないとのことでした。

水質、大気に対する環境対策にしっかりと取り組むとともに、今回の調査結果を含め、いろいろなわき、質問、疑問に対して、県民の皆さんに丁寧な説明を今後お願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

県庁舎の執務環境について質問いたします。

今年の夏は特段に暑く、気象庁は、今年の夏について、6月から8月までの3か月間の全国の平均気温が平年よりも1.76度高くなり、これまでで最も暑かった2010年を大きく上回り、過去126年で最も暑い夏になったとの統計を発表しております。

本県においても、4月18日に、水俣市で最高気温30.2度を観測し、全国で今年初の真夏日を記録するなど、熊本地方気象台における8月までの平均気温が、平年と比べ1度上昇しており、9月に入っても、連日30度を超える真夏日が続き、厳しい残暑が続いております。

先日、岩中議員から、県庁舎の冷房について質問がありましたが、私も、職員の皆さんから、職場が暑かとか、仕事に集中ができない、紙の資料が汗で腕にひっつくとか、そういった声を聞きまし、中には、月給から500円自己負担をしてもいいから冷房の温度を下げてくださいという声もありました。また、県庁舎には外部から多数の来客があります。その方々からも、県庁の中は暑かもんねという声をよく聞きます。

令和元年、兵庫県姫路市において、市役所本庁舎で、夏の冷房時の室内温度を25度にするという実証実験を実施されております。この実証実験は、医師でもある清元姫路市長と親交がある大阪市立大学院の梶本特任教授が、平均室温が25度か

ら28度に上がると、クールビズ期間を通して、1平米当たり72円の節電になるが、作業効率の低下で29分残業が増えて、経済的な損失も出ているという研究があるということを経理に紹介したことがきっかけで始まったそうです。

快適な室温制御をすることで、労働者の健康、仕事効率が向上し、残業の削減などの経済効果が得られるかを科学的に実証するべきだとして、室温を25度にするとの提言を受け実施したそうで、その結果、職員の8割以上の方が業務効率が向上したと答え、前年と比べて総残業時間は14.3%減り、人件費を約4,000万円減らすことができたとのことでした。

一方で、光熱費の増加は約7万円で済んでおり、経済効率も高いとのこと、今年も継続し実施されているそうです。

また、クールビズにおいて、石川県、栃木県、秋田県などの複数の県において、また、県内においても、宇城市、芦北町、津奈木町などの複数の市町村において、TPO、いわゆる時と場所と場合を踏まえることを前提とし、職員が各自の判断で、年間を通してノーネクタイ、ノージャケットの軽装で勤務することを認めており、脱炭素化社会の取組を意識しつつ、多様な働き方を認めることで、業務の効率化につなげていく取組をしています。

本県においても、職員のTPOに合った清潔感のある身だしなみに取り組んでおられます。職員が働きやすく、かつ環境に優しい職場をつくるためにも、庁舎の室内温度設定やクールビズ、ウオーームビズの通年化、サステナブルファッションの推奨など、デジタル社会や脱炭素社会を見据えた職場環境の改善、業務効率も考慮した庁内環境構築に向けて取り組むべきではないかと考えますが、県の考え方を総務部長にお尋ねします。

〔総務部長平井宏英君登壇〕

○総務部長(平井宏英君) 職員の執務環境の改善を図ることは、業務の効率化や生産性の向上、ひいては県民サービスの向上につながる重要な課題と認識しております。

まず、県庁舎の空調につきましては、省エネルギー対策と良好な執務環境の確保の両面を考慮して運用しております。具体的には、室内温度は28度以下となることを基本とし、運転時間は、災害対応や時差出勤に対応し拡大しているほか、10月以降でも暑い日には空調運転を行うなど、柔軟な運用に努めているところでございます。

また、これまで本庁や出先機関などで順次LED照明の導入を進めています。老朽化した照明をLEDに更新することで、執務環境が明るく快適になるとともに、照明器具の発熱量が減少することから、空調の冷房効果の改善も見込めます。

次に、職員の服装については、夏場に上着やネクタイを着用しないで勤務することができるクールエコスタイルを実施しておりますが、この取組についても、期間を拡大するなど柔軟に対応してまいります。また、職員がTPOに応じて過ごしやすい服装で勤務しやすくなるよう、参考事例を示すなど、服装面での働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

さらに、県庁新館10階の防災センター跡のスペースを活用しまして、新館全体の執務室を再配置いたします。その際、1人当たりの執務スペースを改善するとともに、デジタル社会に対応した働き方改革やペーパーレス化を進めるために、固定席を廃止し、多様な執務スペースを整備するフリーアドレス制、これを新館全体及び本館の一部に拡大したいと考えております。今定例会に必要な補正予算案を提出しておるところでございます。

県といたしましては、今後とも、デジタル化や

脱炭素化に係るテクノロジー等も積極的に活用しつつ、各執務室の環境整備に取り組み、職員が働きやすい執務環境の確保、ひいては県民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 総務部長より御答弁いただきました。

空調の調整、LED照明の導入、フリーアドレスの導入を進めていくということでした。

本年、防災センターが新築され、県央広域本部もその中に入っておりますが、そこで働く職員さん方から、職務環境がよくなったという声を多く聞いております。中には、職員のやる気が出たもんなとおっしゃる方もいらっしゃいました。ぜひとも取組を進めていただきたいと思います。

それと、職場の服装についてですが、今、実施時期の期間を拡大し、柔軟に対応するというところでございましたけれども、熊本地方気象台の予報では、今日の最高気温32度、あしたは33度、今年の10月、11月、秋は暑くなるだろうという予報が出ております。良好な執務環境をつくる意味でも、通年のクールビズをぜひ取り組んでいただいたらどうかと思っておりますので、御検討をよろしくをお願いをしたいと思います。

良好な執務環境をつくるのが、仕事の能率、効率化を高め、蒲島知事がおっしゃる皿が割りやすい執務環境になるのではないかなと思っておりますので、繰り返しになりますが、通年でのクールビズ導入をぜひやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

主権者教育の充実について質問をいたします。

公職選挙法などの改正によって、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。これは、人口減少社会を迎えた日本において、若い世代がより早く選挙権を持つことで、社

会の担い手であるという意識を持っていただき、主体的に政治に関わってほしいからであり、世界的に見ても、18歳までに選挙権が認められている国は全体の92%であり、世界の流れに沿ったものでもありました。

そして、これにより、若い世代が政治に関心を持ち、積極的に政治に参加することが期待されておりました。しかしながら、国政選挙をはじめ地方選挙などでも全体的に投票率が次第に下がり、特に10代、20代の投票率は、ほかの年代よりも低い水準にとどまっている状況です。

令和2年3月に行われた熊本県知事選挙の投票率は45.03%、本年4月に行われた熊本県議会議員選挙の投票率は43.41%と、いずれも50%を下回る水準となっており、年代を問わず、そもそも全体の投票率が低いこと自体も大きな課題であると言えます。

また、国政選挙における年代別投票率は、令和3年10月に行われた第49回衆議院議員総選挙では、全年代を通じた投票率は55.93%ですが、10代が43.21%、20代が36.5%、30代が47.12%となっています。

加えて、令和4年7月に行われた第26回参議院議員通常選挙では、全年代を通じた投票率は52.05%ですが、10代が35.42%、20代が33.99%、30代が44.8%となっています。

このように、いずれの国政選挙でも、他の年代と比べて若年層の投票率は低い水準にとどまっています。

また、投票率と国の予算の関係を統計分析すると、国政選挙において若年層である20代から40代の投票率が1%下がると、負担を将来にツケ回す国債の発行が増えたり、社会保障の給付がお年寄りに偏ったりして、若年層が年間13万5,000円の損をするという試算を東北大学大学院の吉田教授

らがまとめており、選挙における棄権のペナルティのようなものを回避するためにも、若者は、ぜひ投票所に足を運んでほしいと呼びかけを行っているという記事がありました。

私は、国政選挙、地方選挙を問わず、若年層の投票率が低いことは、政治に関わる者として憂慮を覚えます。また、政治への関心が低く、国民一人一人の政治参加がよりよい社会の形成に役立つという認識がしっかりと持っていない若者が増えることは、大変懸念される事態であると思っています。

高校生の中には、在校中に18歳に到達し、投票資格を有する生徒もおり、在校中に選挙に参加する場合もあります。若年層の政治への関心を高め、政治参加を促す意味でも、高校生に対する主権者教育は、とても重要だと認識しております。

本県においても、多角的な視点から、県立高校や私立高校において主権者教育を行い、投票率向上に向けた取組を行っていると同っています。しかし、なかなか若年層の投票率の改善は見られない状況であります。

投票行動についても、若年層の場合は、候補者が訴えている内容よりも、見た目やイメージが先行して判断しているような印象を、私が接した若者からは受けています。

本年7月31日に、令和5年度熊本県高校生県議会が開催され、私も傍聴させていただきました。県立、私立、県内6校の高校生が、魅力ある学校づくりや台湾との交流についてなど、幅広い分野で知事などに質問がありました。緊張の面持ちの中にも生き生きとした高校生の姿に感心するとともに、私自身、議員として、また、責任世代として、気持ちを新たにすることがありました。

高校生の間に受ける主権者教育を今以上に充実したものとするため、例えば、この県議会本会議

の傍聴を行うとか、議会のインターネット中継や録画映像を視聴するといった取組を含め、若年層にとって、政治を身近に感じる機会を積極的に提供することを進めるべきだと感じたわけでありませう。

平成30年の一般質問で、若者の政治参加を促すための高校教育における取組について質問をさせていただきましたが、これまでの取組だけでは、若年者層の投票率低下に歯止めがかからないのではないのでしょうか。

若年者層の投票率向上につなげるため、主権者教育の充実に向けて、今後県としてどう取り組んでいくのか、教育長にお尋ねします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) 主権者教育の充実についてお答えいたします。

高校生が有権者としての自覚を持つためには、政治や選挙に関する理解を深め、社会の諸課題を多面的、多角的に考察する力や国家、社会の形成に主体的に参画しようとする力などを育成することが重要でございます。

現在、全ての県立高校では、政治的教養を育む教育の年間指導計画を作成し、学校全体で計画的な主権者教育を進めています。各学校では、この年間指導計画に基づき、総務省と文部科学省が作成した高校生向け副教材などを用いて、選挙や政治の仕組みをはじめ、討論の手法等を指導しています。また、高校生県議会への参加、啓発動画やマニフェストを活用した授業など、学校や生徒の実態に応じた取組を展開しています。

また、一部の県立高校では、模擬投票や出前授業など、選挙管理委員会と連携した取組や市町村議会の傍聴、高校生と地方議会議員との意見交換会など、議会と連携した取組も行われています。

なお、私立学校においても、県立学校と同様

に、政治への関心を高め、有権者としての自覚を育む取組が進められています。

議員御提案の高校生による県議会の傍聴やインターネットによる視聴については、高校生が政治や社会参画について考える一助になる取組であると考えます。

既に議会と連携した取組を実施している学校の好事例等もありますので、これらの取組も含めて周知し、担当教員の支援を行ってまいります。

県教育委員会としましては、引き続き、選挙管理委員会などの関係機関と連携を深めながら、高校生が政治的教養を育むことができるよう、しっかり取り組んでまいります。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 教育長より御答弁いただきました。

主権者教育の充実に向けて、しっかり取り組んでいただきたいと思っておりますし、お話の中にもありましたが、県議会の傍聴やインターネットによる視聴を行う学校の取組を後押ししていくということでもございました。

そして、県議会のみならず、市町村議会との取組もやっているということでありましたが、県としても、市町村とも連携して取組を行ってほしいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、最後に、有明海沿岸道路の建設促進について質問をいたします。

初当選以来、毎回のように質問や要望をいたしておりますが、本年4月の改選により、新しい議員の方々もいらっしゃる中で、有明海沿岸道路の概要をお話したいと思っております。

スクリーンを御覧ください。(資料を示す)

有明海沿岸道路は、熊本県熊本市から福岡県大牟田市や柳川市、佐賀県佐賀市を經由し、鹿島市に至る高規格道路で、令和3年3月に大川東イン

ターチェンジから大野島インターチェンジ間が開通し、福岡県区間の延長27.5キロメートルが全線開通し、令和4年11月12日には、大川佐賀道路のうち、大野島インターチェンジから諸富インターチェンジ間が開通し、有明海沿岸道路で初めて福岡県と佐賀県がつながり、国の直轄事業で29.2キロが開通しています。

熊本県においては、まだ供用区間はありますが、全線開通することにより、熊本駅や熊本港、長洲港等の広域交通拠点や有明海沿岸都市を結び、地域間の連携、交流を促進し、観光や物流など地域産業の活性化、慢性化している渋滞解消を図る上で大変重要な路線であり、九州の広域道路ネットワーク計画の一翼を担う高規格道路であります。

7年半前の熊本地震では、九州縦貫自動車道の通行止めに伴い、国道3号や208号、国道501号など、福岡、佐賀方面と熊本をつなぐ全ての道路において大渋滞が発生しました。

仮に熊本県側における有明海沿岸道路が整備されていれば、救援物資の輸送や緊急車両の通行確保と災害支援活動を支えることができたものと考えられ、今後起こり得るかもしれない災害時の被害を最小化し、速やかに復旧させるためにも、幹線道路のダブルネットワーク構築が必要であります。

また、民間の動きも活発化しており、昨年6月に設立された熊本、福岡、佐賀、長崎の有明海沿岸4県の市町観光協会などをつくる環有明海観光連合の総会が、本年6月23日に佐賀県鹿島市で開催され、これまで4県11市町の構成団体に、新たに本県の長洲町観光協会と長崎県の南島原市観光協会が加わり、結成1周年を記念して「観光と有明海沿岸道路」と題した福岡県期成会特別顧問の古賀誠先生の講演会が行われました。

さらに、地域の魅力や特産品をPRするクリーンイベントの実施を決め、陸海空の広域交通ネットワークを形成するため、有明海沿岸道路の早期整備を求める鹿島宣言を採択しております。

このように、沿線地域の盛り上がりもあり、福岡、佐賀両県の有明海沿岸道路開通区間では、平成19年の開通以降、企業進出が相次ぎ、この沿線地域で約100社の企業が進出いたしております。

有明海沿岸道路の完成により、非常にポテンシャルを持った地域が発展しており、この流れを熊本まで波及させることがとても重要だと考えます。

さらには、世界的半導体メーカー、TSMC社の熊本進出による2022年からの10年間で6兆8,518億円にも上ると言われる県内への経済波及効果を最大化させ、県内全域に波及させるためにも必要な道路であります。

県内の高規格道路の中九州横断道路、九州中央自動車道、熊本天草幹線道路、南九州西回り自動車道では、それぞれ整備が加速化されています。

一方、有明海沿岸道路では、県内約30キロのうち、まだ供用区間はあります。今年度、新規事業化の荒尾道路を含め2区間約5キロが事業中ですが、他の高規格道路と比べると、進捗が遅れています。

しかし、有明海沿岸道路の予算は、令和3年度が、当初と補正合わせて6億5,000万、令和4年度が、当初、補正予算で10億4,000万、そして令和5年度が、当初予算で16億300万円と、近年事業費が大幅に増加してきています。この好機に有明海沿岸道路のさらなる事業の加速化を期待しています。

本年8月21日には、熊本、福岡、佐賀県議会の各議員連盟で構成する有明海沿岸インフラ整備3県議会連絡会議において、有明海沿岸道路の早期

整備について国へ要望を行いました。

私自身、熊本県議連の幹事長として、議連の内野会長、坂梨事務局長とともに、長洲—玉名間の計画段階評価の早期着手など、国土交通省や財務省に強く働きかけてまいりました。

また、自民党元幹事長の古賀誠先生、藤丸敏代議員へ要望を行う中で、国との連携をしっかりとやること、また、道路整備促進に向けた自治体や住民、経済団体等の地域の機運の盛り上がりが一番重要だと、御助言をいただきました。

昨年度も、有明海沿岸道路の整備について質問をいたしましたが、亀崎土木部長の答弁では、荒尾—長洲間の早期事業化を実現することが、長洲—熊本間を含む有明海沿岸道路の全線整備に向けて、極めて重要と回答がありました。

本年度、荒尾道路が新規事業化されるなど、粘り強い要望をされてきた蒲島知事をはじめとする県執行部や県議会の皆様のご協力による成果であると思っております。

そこで、さらなる有明海沿岸道路整備の加速化に向けて、有明海沿岸道路の現在の状況や長洲から玉名—熊本間の早期事業化に向けた県の今後の取組について、意気込みも兼ねて土木部長にお尋ねいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

**○土木部長(亀崎直隆君)** 有明海沿岸道路は、佐賀、福岡、熊本の3県にまたがる広域的な経済交流圏を創出し、九州の循環型高速交通ネットワークを形成する重要な道路です。

本県におきましても、熊本都市圏と荒尾・玉名地域の交流促進や熊本港等の物流機能を生かした県内産業の活性化などに大きな役割を果たすことが期待されております。

三池港インターチェンジ連絡路につきましては、大島高架橋の橋脚の整備が着実に進み、連絡

路が接続する荒尾市の南新地土地区画整理事業の区域では、荒尾市ウェルネス拠点施設の整備・運営事業者が選定されるなど、新たな拠点の形成に向けた取組が着実に進められております。

また、荒尾道路につきましては、昨年11月に、知事が、県議会、地元期成会の皆様とともに、国土交通省に対し早期整備を求める要望活動を行い、今年度、県内では初めての整備区間として新規事業化されました。

この荒尾道路の整備により、国道208号の主要渋滞箇所である原万田交差点などの渋滞解消が見込まれるとともに、福岡県、佐賀県とのさらなる交流の促進が期待されています。

さらに、荒尾—長洲間は、都市計画決定の手続が完了しており、長洲—玉名間につきましては、今年度から、国において、事業化に向けた手続の一つである計画段階評価のための調査に着手されました。

このように、県境から熊本市に向けまして、有明海沿岸道路全線について、整備に向けた道筋が鮮明となりつつあります。

このよき流れを止めることなく、さらに加速させるために、今年度は、県議会、有明海沿岸インフラ整備議員連盟、地元期成会の皆様とともに、本路線では初めてとなる建設促進大会を東京都内で開催し、知事を先頭に、チーム熊本として一丸となって整備推進に向けた要望活動を行う予定です。

今後とも、県議会、県選出国会議員のお力添えをいただきながら、沿線自治体や地元期成会の皆様とともに、あらゆる機会を捉えて国への要望活動を行うことで、有明海沿岸道路全線の早期整備につなげてまいります。

**○副議長(内野幸喜君)** 竹崎和虎君。——残り時間が少なくなりましたので、発言を簡潔に願いま

す。

〔竹崎和虎君登壇〕

○竹崎和虎君 土木部長より御答弁をいただきました。

本年度、長洲一玉名間の計画段階評価のための調査に着手したということでありました。熊本市内までつなげていくためにも、とても重要な調査であると思っております。国としっかり連携をして取り組んでいただきたいと思います。

また、県、県議会、議連、そして期成会が主催し、東京で建設促進大会を開催するとのことでした。地域の機運の盛り上がりが大変重要でもあります。

蒲島知事をはじめ執行部の皆さんとともに、議会の皆さん方にも御理解をいただき、御支援を賜る次第でございます。

少々急ぎ足の中身になりましたけれども、どうか持ち時間内で終わることができました。今後とも地域のために汗をかいてまいりますので、皆様方の御協助よろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（内野幸喜君） 以上で本日の一般質問は終了いたしました。

明26日は、午前10時から会議を開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時14分散会

